

## 連合王国の少年非行の動向と非行少年処遇

研究官 浜井 浩一  
研究官補 横地 環

## 目 次

はじめに .....	57
第1 少年非行の動向 .....	57
第2 少年司法制度の変遷 .....	62
第3 少年司法手続 .....	64
第4 少年司法の運用 .....	67
1 裁判所における処分決定の状況及び施設収容状況 .....	67
2 少年に対する処分の種類とその概要 .....	73
(1) 軽微な犯罪に対する処分 .....	73
(2) 比較的重い犯罪に対する処分 .....	74
(3) 非常に重大な犯罪に対する処分 .....	79
(4) その他の処分 .....	81
第5 1998年犯罪及び騒乱法における少年司法・非行少年処遇改革 .....	82
1 少年司法全体に関わる改正 .....	83
2 警察による最終警告処分 .....	83
3 裁判所段階 .....	84
(1) Doli Incapax の廃止 .....	84
(2) 少年裁判所の権限拡大等 .....	84
4 処分決定 .....	85
(1) 社会内処遇 .....	85
(2) 施設内処遇 .....	85
(3) 保護者に対する処分 .....	86
5 その他の改正点 .....	86
おわりに .....	88

## はじめに

本稿は、イギリス（ここではイングランドとウェールズをいう。）における少年非行の動向及び非行少年処遇の概略を紹介することを目的としている。我が国においても、最近少年非行の凶悪化が言われ、少年法改正の議論が活発化しているが、イギリスにおいては、我が国以上に少年非行の凶悪化が深刻な社会問題となっている。また、イギリスでは、少年司法及び非行少年処遇はいろいろな法律によって複雑に規定されており、我が国の少年法のような少年司法全体を統括するような法律はなく、加えて少年非行を含む犯罪が政治的にも大きな関心事となっているため、政権が変わるたびに、少年司法・非行少年処遇に関する見直しが行われている。こうした点から考えると、イギリスは、良い意味でも、悪い意味でも、少年非行の実態や、それに対する対策という意味で我が国に先行している部分が多く、我が国の少年司法・非行少年処遇を考える上で参考になる点が少ないと思われる。

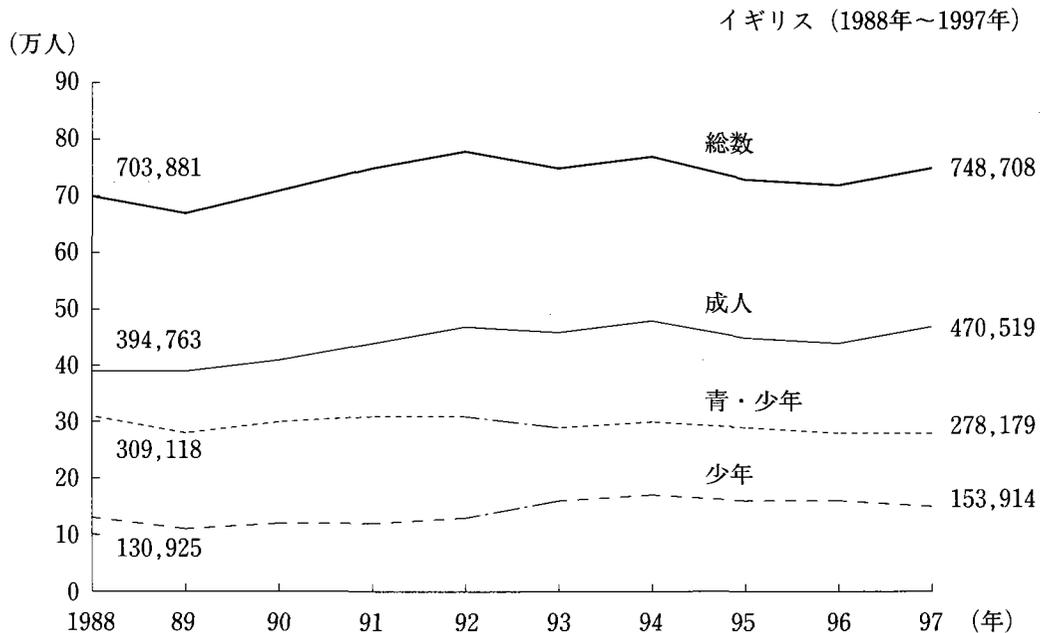
本稿では、最初にイギリスにおける少年非行の動向を概観し、次いで、少年司法制度の歴史的変遷、現在の少年司法手続、さらに非行少年処遇の概要について説明し、最後に最新の情報として、昨年労働党政権の下で成立した1998年犯罪及び騒乱法による大規模な少年司法・非行少年処遇改革について紹介する。なお、本稿では、1998年6月現在のものを現行制度として説明している。

## 第1 少年非行の動向

イギリスでは、刑事責任年齢の下限が10歳であり、10歳以上14歳未満の者を児童(child)、14歳以上18歳未満の者を少年(young person)、18歳以上21歳未満の者を青年(young adult)と称しているが、本稿では10歳以上18歳未満を一括して少年(juvenile)と称することにする。

イギリスにおける正式起訴犯罪(indictable offence)の検挙人員について、その総数、10歳以上18歳未満の少年検挙人員及び10歳以上21歳未満の青・少年検挙人員の1988年から1997年までの推移を見ると、図1のとおりである。

図1 正式起訴犯罪検挙人員の推移



- 注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tables による。  
 2 検挙人員とは、起訴された者及び警察で警告処分(日本の起訴猶予処分に類似する。)がなされた者をいう。  
 3 「少年」は、10歳以上18歳未満(1992年以前は、10歳以上17歳未満)である。  
 4 「青年」は、18歳以上21歳未満(1992年以前は、17歳以上21歳未満)である。  
 5 交通犯罪を除く。ただし、無謀運転による過失致死(causing death by reckless driving)等を含む。

また、表1は、正式起訴犯罪及び特定5罪種について、1988年から1997年までの最近10年間における検挙人員総数、少年、青年及び成人別検挙人員並びに少年、青年及び成人の各人口比を示したものである。なお、イギリスでは、1991年の刑事裁判法により、少年の年齢の上限が17歳未満から18歳未満へと引き上げられたことに伴い、1993年以降の統計には、少年に17歳の者も含まれており、1992年から1993年にかけて少年の検挙人員が増加し、青年の検挙人員が減少しているのも、主にこのことによるものと考えられる。

検挙人員総数は、1988年の約70万人から1989年の約67万人に減少したものの、その後増加に転じ、1992年には約78万人となっている。しかし、その後は増減を繰り返しつつもおおむね70万人台半ばで推移し、1997年には約75万人となっている。また、青年検挙人員は、1988年の約18万人から1989年の約16万人台半ばに減少したものの、1992年には約19万人に増加している。1993年以降は再び減少傾向にあり、1996年には12万人を切ったが、1997年には再び12万人台半ばまで増加している。これに対し、少年検挙人員は、1988年の約13万人から1989年の約11万人に減少したものの、1990年には約12万人にまで増加し、その後は1992年まで12万人前後で推移し、1993年に約15万人台半ばとなり、1994年には最近10年間で最高の約16万人台半ばとなっている。しかし、その後は漸減傾向にあり、1997年には約15万人台前半となっている。

なお、各年齢層ごとの人口比を見ると、少年人口比は、1989年の2,596.3を除き、おおむね3,000前後で推移している。青年人口比は、1988年の5,726.4から1992年の7,017.6まで上昇したが、その後低下して6,000台後半で推移している。成人人口比も、1988年の1,079.8から1992年の1,248.4まで上昇し、その後はおおむね1,200前後で推移している。

また、特定5罪種について、少年、青年及び成人の各人口比を比較すると、いずれの罪種においても、青年が最も高い数値を示しており、殺人では、成人がこれに次いでいるのに対し、強盗、傷害、窃盗及び強姦では、少年がこれに次いでいる。さらに、成人の検挙人員の中には増加傾向を示しているものもあるが、その人口比には、さほどの上昇傾向は認められない。これに対し、少年及び青年については、殺人及び強盗において人口比が上昇する傾向が認められたが、青年の殺人を除き1997年にはやや低下している。また、強姦の青年人口比は、1990年以降低下傾向にあり、窃盗の人口比も、1993年以降いずれの年齢層においても低下傾向にある。

表1 正式起訴犯罪及び特定罪種別検挙人員・人口比

イギリス (1988年～1997年)

## ① 正式起訴犯罪

年次	検挙人員				人口比		
	総数	少年	青年	成人	少年	青年	成人
1988年	703,881	130,925	178,193	394,763	2,998.8	5,726.4	1,079.8
1989	668,523	110,949	165,421	392,153	2,596.3	5,432.2	1,064.6
1990	714,957	123,585	179,343	412,029	2,907.0	6,089.1	1,110.6
1991	746,979	118,797	187,713	440,469	2,782.5	6,630.3	1,179.4
1992	783,098	125,683	188,052	469,363	2,932.2	7,017.6	1,248.4
1993	750,792	155,901	132,292	462,599	3,165.0	6,785.5	1,223.3
1994	771,081	166,017	129,107	475,957	3,338.7	6,950.5	1,252.6
1995	733,497	164,575	121,562	447,360	3,245.3	6,789.5	1,172.0
1996	721,775	158,235	119,951	443,589	3,063.3	6,844.3	1,157.6
1997	748,708	153,914	124,275	470,519	3,001.4	6,919.5	1,224.2

## ② 殺人

年次	検挙人員				人口比		
	総数	少年	青年	成人	少年	青年	成人
1988年	1,565	41	276	1,248	0.9	8.9	3.4
1989	1,490	44	245	1,201	1.0	8.0	3.3
1990	1,398	48	192	1,158	1.1	6.5	3.1
1991	1,552	66	203	1,283	1.5	7.2	3.4
1992	1,751	52	249	1,450	1.2	9.3	3.9
1993	1,750	125	185	1,440	2.5	9.5	3.8
1994	1,637	75	168	1,394	1.5	9.0	3.7
1995	1,660	81	157	1,422	1.6	8.8	3.7
1996	1,830	136	214	1,480	2.6	12.2	3.9
1997	1,838	129	235	1,474	2.5	13.1	3.8

## ③ 強盗

年次	検挙人員				人口比		
	総数	少年	青年	成人	少年	青年	成人
1988年	10,919	1,932	4,051	4,936	44.3	130.2	13.5
1989	11,816	2,285	4,128	5,403	53.5	135.6	14.7
1990	12,481	2,537	4,320	5,624	59.7	146.7	15.2
1991	13,333	2,563	4,421	6,349	60.0	156.2	17.0
1992	14,546	2,768	4,594	7,184	64.6	171.4	19.1
1993	14,675	4,137	3,227	7,311	84.0	165.5	19.3
1994	14,466	4,699	3,068	6,699	94.5	165.2	17.6
1995	15,215	5,592	3,285	6,338	110.3	183.5	16.6
1996	17,627	6,868	4,014	6,745	133.0	229.0	17.6
1997	16,757	6,528	3,837	6,392	127.3	213.6	16.6

④ 傷害

年次	検挙人員				人口比		
	総数	少年	青年	成人	少年	青年	成人
1988年	109,254	12,009	27,773	69,472	275.1	892.5	190.0
1989	118,125	12,679	28,237	77,209	296.7	927.3	209.6
1990	117,794	12,734	26,629	78,431	299.5	904.1	211.4
1991	117,535	13,068	24,459	80,008	306.1	863.9	214.2
1992	120,741	14,520	24,007	82,214	338.8	895.9	218.7
1993	115,539	19,812	17,012	78,715	402.2	872.6	208.2
1994	116,649	21,439	16,398	78,812	431.2	882.8	207.4
1995	91,463	18,374	12,918	60,171	362.3	721.5	157.6
1996	94,882	19,575	14,140	61,167	379.0	806.8	159.6
1997	104,875	20,346	15,827	68,702	396.8	881.2	178.7

⑤ 窃盗

年次	検挙人員				人口比		
	総数	少年	青年	成人	少年	青年	成人
1988年	371,986	96,266	98,034	177,686	2,204.9	3,150.4	486.0
1989	319,864	76,707	82,198	160,959	1,795.0	2,699.3	437.0
1990	344,035	87,106	88,973	167,956	2,049.0	3,020.8	452.7
1991	359,550	82,886	94,934	181,730	1,941.4	3,353.2	486.6
1992	372,306	87,674	93,529	191,103	2,045.5	3,490.3	508.3
1993	340,028	98,981	61,024	180,023	2,009.5	3,130.0	476.1
1994	322,570	101,713	55,344	165,513	2,045.5	2,979.4	435.6
1995	308,965	101,063	51,179	156,723	1,992.9	2,858.4	410.6
1996	294,251	92,295	48,448	153,508	1,786.8	2,764.4	400.6
1997	288,430	85,158	47,177	156,095	1,660.6	2,626.8	406.1

⑥ 強姦

年次	検挙人員				人口比		
	総数	少年	青年	成人	少年	青年	成人
1988年	4,227	639	1,146	2,442	14.6	36.8	6.7
1989	4,210	636	1,054	2,520	14.9	34.6	6.8
1990	4,168	519	1,045	2,604	12.2	35.5	7.0
1991	4,238	450	948	2,840	10.5	33.5	7.6
1992	3,935	336	803	2,796	7.8	30.0	7.4
1993	3,692	503	507	2,682	10.2	26.0	7.1
1994	3,750	514	423	2,813	10.3	22.8	7.4
1995	3,667	459	397	2,811	9.1	22.2	7.4
1996	3,740	474	383	2,883	9.2	21.9	7.5
1997	3,928	445	349	3,134	8.7	19.4	8.2

注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tables 及びイギリス中央統計局の資料による。

2 図1の注2～5に同じ。

3 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの検挙人員の比率である。

4 「殺人」は、謀殺 (murder), 故殺 (manslaughter), 嬰兒殺 (infanticide) 及び謀殺未遂 (attempted murder) である。

5 「窃盗」には、不法行為目的侵入 (burglary) を含む。

6 「強姦」には、16歳未満の少女との不法な性交を含む。

## 第2 少年司法制度の変遷

イギリスの少年司法制度は、主に児童少年法 (Children and Young Persons Act 1933年, 1963年, 1969年), 児童法 (Children Act 1908年, 1989年), 刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1948年, 1961年, 1967年, 1972年, 1982年, 1987年, 1988年, 1991年, 1993年), 刑事裁判所職権法 (Powers of Criminal Courts Act 1973年), 治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980年), 刑事司法及び公共秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994年) 等によって定められている。

イギリスにおける近代少年司法の始まりは、1908年児童法にさかのぼることができる。この法律によって最初の少年裁判所が設立され、犯罪を犯した7歳以上15歳以下の少年に対する裁判が行われた。また、この法律によって、14歳未満の少年に対する拘禁が原則として禁止され、14・15歳の少年に対する拘禁もそれ以外の方法による処分が考えられない場合に限ると厳しく制限された。

さらに1933年には、最初の児童少年法が制定され、これによって少年裁判所が対象とする年齢の上限が15歳から16歳へと引き上げられ、下限も7歳から8歳に引き上げられた。これは、いわゆるコモンローの下で刑事責任年齢を7歳以上としてきたものを8歳以上に引き上げたものである。この法律は、全体としてみれば少年司法に福祉的な考え方を組織的に取り入れたものにとらえることができるが、同時に、重大犯罪を犯した少年に対して例外的に成人と同様の期間、拘禁処分を科すことができる旨を規定した53条を導入したことで知られている。

1960年代には、少年司法に関する三つの重要な法律が制定されている。その一つが1961年刑事裁判法であり、この法律によって少年裁判所が言い渡すことのできる拘禁期間が、現在のように原則6か月までに制限された。また、我が国の少年院送致処分に類似したボースタル訓練命令 (borstal training order) の適用年齢の下限が16歳から15歳に引き下げられ、最長収容期間も3年間から2年間へと減縮された。さらに14歳以上の少年に適用される1933年児童少年法53条(2)の対象罪名が成人であれば14年以上の拘禁刑に処されるものへと拡大された。二つ目が1963年児童少年法であり、これによって刑事責任年齢が更に10歳以上に引き上げられた。三つ目は1969年児童少年法である。この法律は、少年司法の機能を刑事手続の確立から、より福祉的なものへと移行させようとしたものであり、それに伴って刑事責任年齢の更なる引上げと、少年に対する施設収容命令の制限を打ち出したが、1970年代に入り犯罪者に対する改善更生モデルに対して懐疑的な意見が強くなったため、ほとんど施行されずに終わっている。また、非行少年に対する監督命令 (supervision order) を導入したのもこの法律である。

1980年から1988年にかけてのイギリスの少年司法制度は、1982年と1988年の刑事裁判法による二度にわたる改正によって、大きく変化している。

1982年の刑事裁判法による最も大きな改正点は、ボースタル訓練命令が廃止され、それに代わって少年拘禁命令 (youth custody order) が採用されたことである。これは、少年に対する処分は犯した罪に比例したものであるべきであるという量刑思想的な考え方を受け、不定期刑を廃止し、15歳以上21歳未満の者に対して期間を定めて科す施設収容処分として、少年拘禁を導入したものである。さらに、短期収容命令 (detention centre order) においても、それまで3か月から6か月とされていた期間が、21日から4か月へと短縮された。1982年の法改正では、更に社会奉仕命令 (community service order) の適用年齢の下限を17歳から16歳に引き下げたり、監督命令を言い渡す際に遵守事項を付す権限を裁判所に与えるなどの改革を行った。

1988年の刑事裁判法では、この少年拘禁命令と短期収容命令も廃止され、代わりに青少年犯罪者施設

収容命令 (detention in young offenders institution) が創設された。施設収容命令は、14歳以上21歳未満の男子と15歳以上21歳未満の女子に対して期間を定めて科す処分であり、年齢や性別によって収容可能な期間の長期と短期が定められている (ただし、後述する1991年刑事裁判法によって男女共に15歳以上21歳未満に統一された。)

1990年から1996年にかけてのイギリスの少年司法制度は、1991年刑事裁判法及び1994年刑事司法及び公共秩序法によって大きな変化を遂げている。

1991年刑事裁判法による最も大きな改正点は、少年の年齢をそれまでの17歳未満から18歳未満に引き上げ、併せて治安判事裁判所の中の少年を扱う裁判所の名称を変更したことにある (juvenile court から youth court)。少年の年齢を16歳から17歳に引き上げた理由は、他の EU 諸国では少年の年齢が18歳未満になっていることに加えて、統計的に見て16歳の非行と17歳の非行が等質であると考えられたためである (注1)。また、こうした改正に伴い16・17歳 (注2) に対する処分として、少年の成熟度に応じて、裁判所が成人向き又は少年向きのどちらの処分でも選択できるように、社会内処遇の選択肢に、保護観察命令、結合命令、外出禁止命令を加えると同時に、裁判所が保護者に少年の監督責任を課す権限を強化した、親に対する誓約命令 (binding over) を導入した。

1994年の刑事司法及び公共秩序法では、青少年犯罪者施設収容命令の最長収容期間を1年から2年に延長するとともに、12歳から14歳までの累犯少年に対する拘禁処分である閉鎖施設訓練命令 (secure training order) を新設した。さらに、1993年の児童少年法53条(2)による拘禁の適用下限年齢を10歳以上に引き下げた。これによって、それまで殺人以外の罪ではこの法令の適用を受けなかった10歳から14歳までの少年に対して、殺人以外の重大犯罪についても成人と同様の期間、拘禁を科すことが可能となった。

また、1996年以降、少年司法制度に大きな影響を与える法改正として、1997年犯罪 (量刑) 法 (Crime (Sentences) Act) 及び1998年犯罪及び騒乱法 (Crime and Disorder Act) を挙げるができる。犯罪 (量刑) 法における改正点は、外出禁止命令 (電子監視を含む。) の適用下限年齢が16歳から10歳に引き下げられたことと、裁判所が保護観察命令及び社会奉仕命令並びに結合命令を決定する際に、本人の同意を必要としなくなったことなどがある。さらに、この法律により裁判所は、10歳以上18歳未満の少年の有罪が認定された時点で氏名等を公表することができるようになった。

1998年犯罪及び騒乱法の少年司法制度に関する部分は、主に非行少年の処遇の改革に焦点を当て、処遇と刑罰 (rehabilitation and punishment) を有効に組み合わせ、より実効性のある処遇を目指そうとしているものであるが、このほかにも被害者への新たな修復命令、保護者の少年に対する指導能力を高めるためのカウンセリング受講命令などを含んだものとなっている。また、この法律が成立することにより、それまで検察官が10歳以上14歳未満の少年については、少年の有罪を立証するだけでなく、少年の悪意 (悪意をもって犯罪を遂行したこと) をも立証する責任を課されていた点が改められた (doli incapax の廃止。)。この法律の内容と、その成立によって少年司法・非行少年処遇がどのように改革されたかについては、第5で詳述する。

### 第3 少年司法手続

イギリスでは、警察に検挙された犯罪少年は、事案が軽微な場合などには、警察段階で警告を受ける。この警告には、非公式で記録に残らない注意処分 (warning) と警告処分 (caution) の2種類があり、警告処分は、少年が非行事実を認めた上で、保護者と共に署名する正式な処分である。この処分は、正式な裁判を行わず事件を迅速に処理した方が少年の更生にとって適切であると考えられた場合に下される一種のダイバージョンと考えることができ、我が国の成人に対する起訴猶予処分に類似している。警告処分の要件としては、非行事実を立証し得る十分な証拠があり、少年が非行事実を認め、かつ保護者と共に警告処分に同意した場合に限られており、処分の記録は3年間警察に保管される。1997年に正式起訴犯罪について警告処分を受けた者は、全体で18万9,358人であるが、そのうち10歳以上18歳未満の少年の占める比率は38.9%となっている。また、少年による正式起訴犯罪の処分中に占める警告処分の比率を見てみると、1992年の71.7%をピークに低下して、1997年には47.9%となっているが、なお少年の正式起訴犯罪における処分の半数近くを占めている。最近になって警告処分の占める割合が減少しているのは、1994年に内務省 (the Home Office) が重大犯罪や累犯者に対する警告処分を控えるようにとの指示(注3)を出したためである。

警察によって検挙され、注意処分や警告処分では処理されなかった事件は、証拠不十分等で不処置 (no further action) の場合を除き、警察によって訴追 (charge) がなされ、検察庁 (Crown Prosecution Service) に引き継がれる。検察庁では、検察官が有罪を立証できる十分な証拠があるかどうかを判断し、あると判断した場合には公訴を維持する。検察官が訴追された事実を立証するだけの十分な証拠がないと判断した場合には、公訴を取り消すことができ(注4)、また事案によっては訴追された罪名を変更することもできる。この場合、検察官は補充捜査を警察に対して助言する (advice) こともできるが、我が国のように捜査を指揮したり、事件を起訴する権限は有していない。なお、少年事件の場合には、事実を立証する十分な証拠のある場合においても、検察官が公訴を維持するだけの公益性がないと判断した場合には、警告処分相当の意見が付され、事件が警察に差し戻される場合もある。

裁判所受理時10歳以上で非行事実認定時18歳未満の犯罪少年による事件は、原則として少年裁判所 (youth court) での略式裁判 (summary trial) によって審理される(注5)。少年裁判所は、治安判事裁判所 (magistrates' court) の中の特別な裁判所であり、原則として法律家の資格を有しない特別の研修(注6)を修了した男女1人ずつを含む治安判事3人によって構成される。また、法律家の資格を有する有給判事の場合も原則として単独での審理は行わない。

少年裁判所における審理は、非公開であり、事件関係者、保護観察官又はソーシャルワーカー、報道関係者その他裁判所が許可した者等一定の者以外は出席することができず、報道関係者は少年を特定する事項を記事にしたり写真に撮影して報道することは原則として禁止されている。少年が16歳未満の場合には保護者の出席が義務づけられており、保護者が出席しない場合には審理を行うことができないが、16歳以上18歳未満の場合には、保護者を出席させるかどうかは、裁判所の裁量に任されている。また、陪審制度は認められていないが、審理の方法は、成人の場合と同様にいわゆる当事者主義によるものであって、検察官が挙証責任を負っている。ただし、少年裁判ができるだけ権威的なものにならないように、裁判官は、少年を名前で呼び、手続や処分の内容等についても懇切丁寧な説明を行うことになっている。有罪認定や処分の言渡しについても、成人とは異なる用語が用いられている(注7)。なお、1997年犯罪(量刑)法により、少年裁判所は、公共の利益があると認めるときは、10歳以上18歳未満の少年

の有罪が認定された時点で、その氏名等の公表の禁止を解除することができることとされた(注8)。少年裁判所は、被告人が有罪認定時に18歳未満であれば、少年として処分を言い渡すことができる。

処分を言い渡す際に、事案がそれほど重大ではなく罰金以下の処分が適当と判断された場合には、裁判所は有罪認定に引き続いて処分を言い渡すが、それ以上の処分(注9)が適当であると判断された場合には、保護観察官又はソーシャルワーカーに判決前調査報告書(pre-sentence report)の提出を求めることができる。この判決前調査報告書は、我が国の家庭裁判所調査官によって作成される社会調査記録と類似したもので、少年の非行に至った経緯が多面的に分析されると同時に、その結果に基づいて望ましい処分に関する意見が添付されている。

少年裁判所では、一つの事件について最長6か月(合計でも1年)を超える施設収容命令を言い渡すことはできず、15歳以上18歳未満の少年について、これを超える処分が適当であると判断した場合には、非行事実の認定後に、処分言渡しのため刑事法院(Crown Court)に事件を移送する。

また、少年裁判所は、以下のように事実認定を含めて刑事法院で裁判を実施することが適当であると判断した場合にも、事件を刑事法院に移送する。

少年が、殺人罪(homicide)(注10)で起訴された場合には、事件は自動的に刑事法院に移送される。また、事案が重大であり、10歳以上18歳未満の少年で①法定刑が成人であれば14年以上の拘禁刑に当たる事件又は②強制わいせつ事件で起訴された場合、及び14歳以上18歳未満の少年で③無謀運転による過失致死事件又は④アルコール若しくは薬物摂取下の酩酊運転による過失致死事件といった重大な事件で起訴された場合において、少年裁判所において、陪審裁判を受けることが適当であると判断された場合にも、事件は有罪認定以前に刑事法院に移送される。

これら以外の場合でも、少年が成人と共に起訴された場合には、事件は治安判事裁判所に係属し、その後、事案及び罪状認否の状況に応じて、治安判事裁判所で審理を行うか、あるいは刑事法院又は少年裁判所に移送される。この際、治安判事裁判所は、少年を成人と共に刑事法院に移送することもできるし、成人のみを刑事法院に移送し、少年の罪状認否を行い、少年が否認した場合には、事件を少年裁判所へ移送し、少年が有罪を認めた場合にはそのまま処分を言い渡すこともできる。ただし、治安判事裁判所においては、少年に対する処分は罰金等軽微なものに制限されるため、処分言渡しの段階で少年裁判所に移送する機会が多い。また、少年が成人と共に起訴されなかった場合でも、起訴事実が成人との教唆・幫助の共犯関係にある場合、又は成人の事件と関連性のある場合には治安判事裁判所で審理が行われる場合がある。

一方、18歳以上21歳未満の青年の事件は、治安判事裁判所又は刑事法院が管轄するが、21歳以上の成人とは異なる処分が行われ、少年と同様に、出頭所出頭命令や青少年犯罪者施設収容命令の言渡しができる。

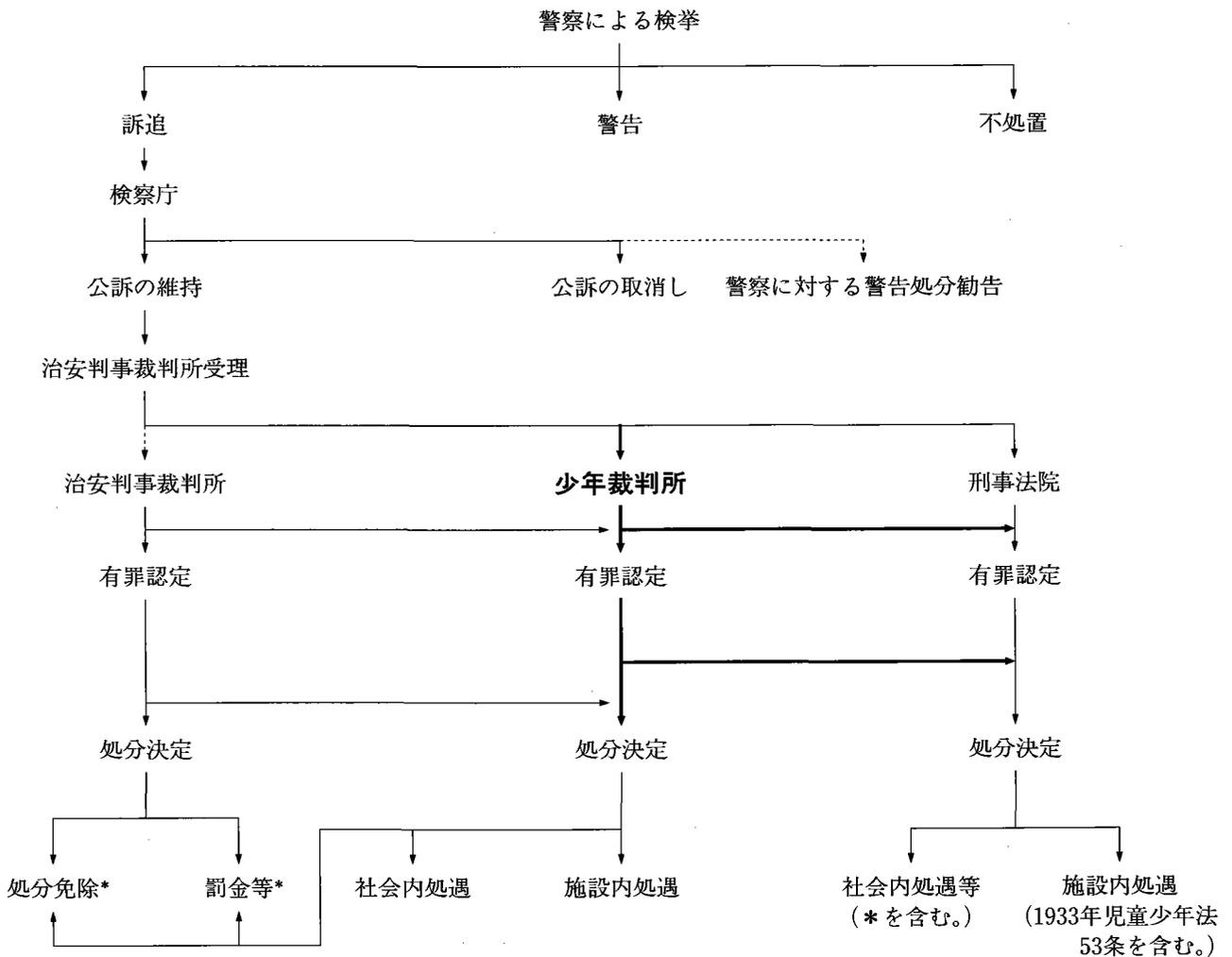
裁判所において有罪とされた少年に対して科することができる処分の種類は、少年裁判所、刑事法院あるいは治安判事裁判所によって相違があるが、絶対的免除(absolute discharge)、条件付免除(conditional discharge)、罰金(fine)、出頭所出頭命令(attendance centre order)、監督命令(supervision order)、保護観察命令(probation order)、社会奉仕命令(community service order)、保護観察命令と社会奉仕命令を組み合わせた結合命令(combination order)、電子監視を含む外出禁止命令(curfew order)、青少年犯罪者施設収容命令(detention in a young offender institution)、1933年児童少年法による拘禁命令(detention under s. 53 of the CYPA 1933)、閉鎖施設訓練命令(secure training order)などがあり、このうち出頭所出頭命令、監督命令、青少年犯罪者施設収容命令(15歳以上21歳未満の者に適用)、1933年児童少年法による拘禁命令(10歳以上18歳未満の少年すべてに適用)及び閉鎖施設訓練

命令（12歳以上15歳未満の少年に適用）が青少年に固有の処分である。

なお、施設収容命令により言い渡すことのできる収容期間は、少年裁判所が1年以内、刑事法院が2年以内とされているが、さらに、刑事法院では、①法定刑が成人であれば14年以上の拘禁刑に当たる事件、②強制わいせつ事件、③無謀運転による過失致死事件、④アルコール又は薬物摂取下の酩酊運転による過失致死事件といった重大な事件については、1933年児童少年法53条を適用し、少年に対して（ただし、③及び④に関しては14歳以上にしか適用されない。）、成人と同様の期間、拘禁を言い渡すことができる。

少年司法の手続について、図2にその概略をフローチャートで図示してあるので参照されたい。

図2 少年司法手続の流れ



第4 少年司法の運用

1 裁判所における処分決定の状況及び施設収容状況

正式起訴犯罪における少年及び青年の処分人員を見ると、表2のとおりである。

表2 裁判所における正式起訴犯罪処分人員

イギリス (1993年～1997年)

年次	総数	少年			青年
		計	14歳未満	14歳以上	
1993年	294,391 (100.0)	35,084 (11.9)	2,474 (0.8)	32,610 (11.1)	57,662 (19.6)
1994	300,065 (100.0)	39,909 (13.3)	3,165 (1.1)	36,744 (12.2)	54,806 (18.3)
1995	289,212 (100.0)	41,789 (14.4)	3,205 (1.1)	38,584 (13.3)	51,588 (17.8)
1996	288,936 (100.0)	43,902 (15.2)	2,862 (1.0)	41,040 (14.2)	50,514 (17.5)
1997	308,040 (100.0)	45,931 (14.9)	3,209 (1.0)	42,722 (13.9)	53,093 (17.2)

注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tables による。

2 図1の注3～5に同じ。

3 ( ) 内は、構成比である。

1997年においては、正式起訴され、有罪であるとの認定を受けた総人員30万8,040人のうち、少年が4万5,931人(14.9%)、青年が5万3,093人(17.2%)を占めている。少年のほとんどは14歳以上18歳未満の者によって占められ、その比率は1993年以降上昇傾向にあったが、1997年に若干減少している。

少年及び青年の裁判所における処分内容を、年齢層別に見たものが表3である。1997年においては、10歳以上14歳未満では、絶対的又は条件付きの免除(50.3%)が最も多く、以下、監督命令(27.2%)、出頭所出頭命令(16.3%)の順となっている。14歳以上18歳未満では、絶対的又は条件付免除(30.0%)、保護観察命令(18.2%)、青少年犯罪者施設収容命令(12.4%)の順となっている。18歳以上21歳未満では、罰金(27.9%)、青少年犯罪者施設収容命令(22.8%)が多くなっている。1993年から5年間の傾向を見ると、ほとんどすべての年齢層において、青少年犯罪者施設収容命令、社会奉仕命令等比較的重い処分の比率が上昇している。また、1995年以降は、1994年刑事司法及び公共秩序法によって殺人以外の重大犯罪に適用される1933年児童少年法の53条(2)の適用下限年齢が10歳以上に引き下げられたのを受けて、同法による拘禁命令の比率が上昇しており、特に14歳未満の少年において顕著である(注11)。

表4は、1997年の裁判所における少年の処分内容を罪種別に見たものである。10歳以上18歳未満の少年について、青少年犯罪者施設収容命令及び1933年児童少年法53条による拘禁命令の占める比率を罪種別に見ると、殺人が95.0%、強盗が44.4%、窃盗が12.8%となっている。また、殺人では1933年児童少年法53条による拘禁命令となるものが多く、窃盗では絶対的又は条件付免除となるものが最も多くなっている。また、強盗については、年齢層によって処分の傾向が異なり、10歳以上14歳未満では、監督命令(49.7%)が最も多く、14歳以上18歳未満では、青少年犯罪者施設収容命令(32.1%)が最も多くなっている(注12)。

表3 裁判所における処分

区 分	総 数	絶対的・ 条件付 除	罰 金	保護観察 命 令	監督命令	社会奉仕 命 令
1993年						
少 年	35,084 (100.0)	12,180 (34.7)	3,761 (10.7)	1,393 (4.0)	5,915 (16.9)	2,528 (7.2)
14歳未満	2,474 (100.0)	1,249 (50.5)	128 (5.2)	...	549 (22.2)	...
14歳以上	32,610 (100.0)	10,931 (33.5)	3,633 (11.1)	1,393 (4.3)	5,366 (16.5)	2,528 (7.8)
青 年	57,662 (100.0)	11,287 (19.6)	18,846 (32.7)	7,095 (12.3)	...	7,596 (13.2)
1994年						
少 年	39,909 (100.0)	13,869 (34.8)	4,359 (10.9)	1,498 (3.8)	7,393 (18.5)	2,452 (6.1)
14歳未満	3,165 (100.0)	1,695 (53.6)	157 (5.0)	...	722 (22.8)	...
14歳以上	36,744 (100.0)	12,174 (33.1)	4,202 (11.4)	1,498 (4.1)	6,671 (18.2)	2,452 (6.7)
青 年	54,806 (100.0)	10,283 (18.8)	16,406 (29.9)	7,383 (13.5)	...	7,088 (12.9)
1995年						
少 年	41,789 (100.0)	14,031 (33.6)	4,584 (11.0)	1,568 (3.8)	7,993 (19.1)	2,622 (6.3)
14歳未満	3,205 (100.0)	1,663 (51.9)	150 (4.7)	...	796 (24.8)	...
14歳以上	38,584 (100.0)	12,368 (32.1)	4,434 (11.5)	1,568 (4.1)	7,197 (18.7)	2,622 (6.8)
青 年	51,588 (100.0)	9,011 (17.5)	14,969 (29.0)	6,797 (13.2)	...	6,431 (12.5)
1996年						
少 年	43,902 (100.0)	14,123 (32.2)	4,593 (10.5)	1,859 (4.2)	8,465 (19.3)	2,749 (6.3)
14歳未満	2,862 (100.0)	1,509 (52.7)	129 (4.5)	...	688 (24.0)	...
14歳以上	41,040 (100.0)	12,614 (30.7)	4,464 (10.9)	1,859 (4.5)	7,777 (18.9)	2,749 (6.7)
青 年	50,514 (100.0)	8,306 (16.4)	14,133 (28.0)	6,454 (12.8)	...	6,024 (11.9)
1997年						
少 年	45,931 (100.0)	14,420 (31.4)	4,953 (10.8)	1,975 (4.3)	8,661 (18.9)	2,930 (6.4)
14歳未満	3,209 (100.0)	1,614 (50.3)	128 (4.0)	...	872 (27.2)	...
14歳以上	42,722 (100.0)	12,806 (30.0)	4,825 (11.3)	1,975 (4.6)	7,789 (18.2)	2,930 (6.9)
青 年	53,093 (100.0)	8,730 (16.4)	14,834 (27.9)	6,701 (12.6)	...	6,095 (11.5)

- 注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tablesによ  
2 「監督命令」とは、17歳以下の少年に適用され、少年を保護観察官又はソー  
は、裁判所の命令で、保護観察命令あるいは監督命令のいずれかを選択で  
3 「出頭所出頭命令」とは、21歳未満の青少年に適用され、青少年を毎週お  
る命令をいう。  
4 「精神病院収容命令」には、被収容者の退院についても内務大臣が制限を  
5 図1の注3～5に同じ。  
6 ( )内は、構成比である。

別正式起訴犯罪処分人員

イギリス (1993年~1997年)

結合命令	出頭所 出頭命令	外出禁止 命令	青少年犯 罪者施設 収容命令	1933年児 童少年法 53条によ る拘禁命 令	精神病院 収容命令	その他
566 (1.6)	4,440 (12.7)	...	3,290 (9.4)	339 (1.0)	2 (0.0)	670 (1.9)
...	500 (20.2)	...	...	3 (0.1)	...	45 (1.8)
566 (1.7)	3,940 (12.1)	...	3,290 (10.1)	336 (1.0)	2 (0.0)	625 (1.9)
1,640 (2.8)	756 (1.3)	...	9,103 (15.8)	...	37 (0.1)	1,302 (2.3)
714 (1.8)	4,903 (12.3)	...	3,678 (9.2)	403 (1.0)	2 (0.0)	638 (1.6)
...	545 (17.2)	...	...	2 (0.1)	...	44 (1.4)
714 (1.9)	4,358 (11.9)	...	3,678 (10.0)	401 (1.1)	2 (0.0)	594 (1.6)
2,087 (3.8)	693 (1.3)	...	9,699 (17.7)	...	33 (0.1)	1,134 (2.1)
763 (1.8)	4,938 (11.8)	...	4,240 (10.1)	400 (1.0)	3 (0.0)	647 (1.5)
...	552 (17.2)	...	...	5 (0.2)	...	39 (1.2)
763 (2.0)	4,386 (11.4)	...	4,240 (11.0)	395 (1.0)	3 (0.0)	608 (1.6)
2,288 (4.4)	550 (1.1)	...	10,545 (20.4)	...	25 (0.0)	972 (1.9)
1,002 (2.3)	4,848 (11.0)	10 (0.0)	4,892 (11.1)	634 (1.4)	4 (0.0)	723 (1.6)
...	494 (17.3)	...	...	13 (0.5)	...	29 (1.0)
1,002 (2.4)	4,354 (10.6)	10 (0.0)	4,892 (11.9)	621 (1.5)	4 (0.0)	694 (1.7)
2,554 (5.1)	528 (1.0)	20 (0.0)	11,412 (22.6)	...	37 (0.1)	1,044 (2.1)
1,255 (2.7)	4,911 (10.7)	24 (0.0)	5,279 (11.5)	748 (1.6)	7 (0.0)	768 (1.7)
...	522 (16.3)	...	...	36 (1.1)	...	37 (1.2)
1,255 (2.9)	4,389 (10.3)	24 (0.1)	5,279 (12.4)	712 (1.7)	7 (0.0)	731 (1.7)
2,896 (5.5)	518 (1.0)	40 (0.1)	12,080 (22.8)	...	38 (0.1)	1,161 (2.2)

る。  
 シャルワーカーの指導監督下に置く命令をいう。16歳及び17歳の少年に対して  
 きる。  
 おむね土曜日に指定された出頭所に出頭させ、指示した活動に数時間従事させ  
 課す制限命令 (restriction order) を含む。

表4 正式起訴犯罪における青・

区 分	総 数	絶対的・ 条件付刑 の 免 除	罰 金	保護観察 命 令	監督命令	社会奉仕 命 令
生 命 犯 殺 人						
少 年	40 (100.0)	—	—	2 (5.0)	—	—
14歳未満	—	—	—	…	—	…
14歳以上	40 (100.0)	—	—	2 (5.0)	—	—
青 年	62 (100.0)	—	—	1 (1.6)	…	1 (1.6)
交 通 致 死						
少 年	14 (100.0)	2 (14.3)	—	—	1 (7.1)	1 (7.1)
14歳未満	—	—	—	…	—	…
14歳以上	14 (100.0)	2 (14.3)	—	—	1 (7.1)	1 (7.1)
青 年	47 (100.0)	—	1 (2.1)	2 (4.3)	…	2 (4.3)
強 盗						
少 年	2,343 (100.0)	178 (7.6)	21 (0.9)	58 (2.5)	606 (25.9)	97 (4.1)
14歳未満	175 (100.0)	35 (20.0)	2 (1.1)	…	87 (49.7)	…
14歳以上	2,168 (100.0)	143 (6.6)	19 (0.9)	58 (2.7)	519 (23.9)	97 (4.5)
青 年	1,267 (100.0)	6 (0.5)	1 (0.1)	49 (3.9)	…	45 (3.6)
窃 盗						
少 年	25,489 (100.0)	8,473 (33.2)	2,369 (9.3)	1,116 (4.4)	4,912 (19.3)	1,497 (5.9)
14歳未満	2,072 (100.0)	1,145 (55.3)	73 (3.5)	…	486 (23.5)	…
14歳以上	23,417 (100.0)	7,328 (31.3)	2,296 (9.8)	1,116 (4.8)	4,426 (18.9)	1,497 (6.4)
青 年	23,816 (100.0)	4,258 (17.9)	4,942 (20.8)	3,810 (16.0)	…	2,629 (11.0)

注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary Tablesによ

2 「交通致死」は、無謀運転による過失致死 (causing death by reckless death by careless driving when under the influence of drink or drugs) である。

3 ( ) 内は、構成比である。

4 図1の注3・4に同じ。

5 表1の注4・5に同じ。

6 表3の注2～4に同じ。

## 少年の主要罪種別裁判所処分人員

イギリス (1997年)

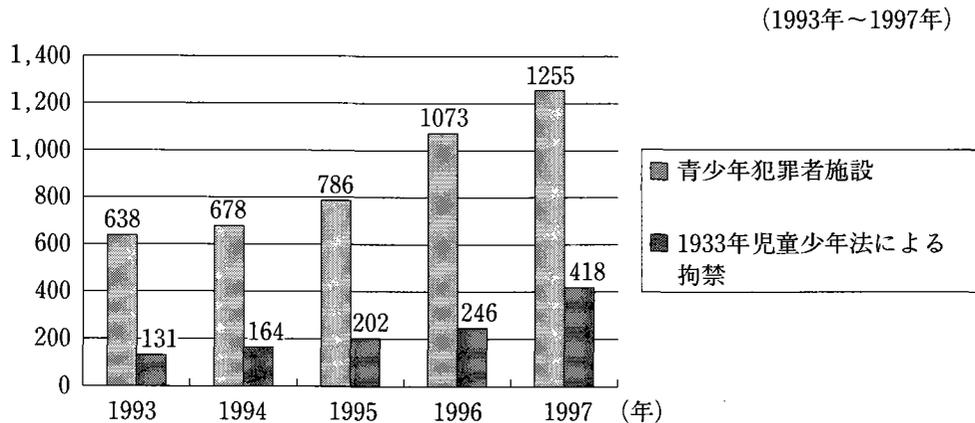
結合命令	出頭所 出頭命令	外出禁止 命令	青少年犯 罪者施設 収容命令	1933年児 童少年法 53条によ る拘禁命 令	精神病院 収容命令	その他
—	—	…	1 (2.5)	37 (92.5)	—	—
…	—	…	…	—	…	—
—	—	…	1 (2.5)	37 (92.5)	—	—
—	—	…	57 (91.9)	…	3 (4.8)	—
—	1 (7.1)	…	3 (21.4)	6 (42.9)	—	—
…	—	…	…	—	…	—
—	1 (7.1)	…	3 (21.4)	6 (42.9)	—	—
—	—	…	42 (89.4)	…	—	—
83 (3.5)	226 (9.6)	1 (0.0)	697 (29.7)	345 (14.7)	2 (0.1)	29 (1.2)
…	38 (21.7)	—	…	12 (6.9)	…	1 (0.6)
83 (3.8)	188 (8.7)	1 (0.0)	697 (32.1)	333 (15.4)	2 (0.1)	28 (1.3)
56 (4.4)	3 (0.2)	—	1,098 (86.7)	…	6 (0.5)	3 (0.2)
683 (2.7)	2,854 (11.2)	16 (0.1)	3,119 (12.2)	145 (0.6)	1 (0.0)	304 (1.2)
…	344 (16.6)	—	…	9 (0.4)	…	15 (0.7)
683 (2.9)	2,510 (10.7)	16 (0.1)	3,119 (13.3)	136 (0.6)	1 (0.0)	289 (1.2)
1,511 (6.3)	283 (1.2)	22 (0.1)	6,040 (25.4)	…	9 (0.0)	312 (1.3)

る。

driving), アルコール又は薬物摂取下の酩酊運転による過失致死 (causing death by aggravated vehicle taking) 及び盗難車運転による過失致死 (causing death by aggravated vehicle taking)

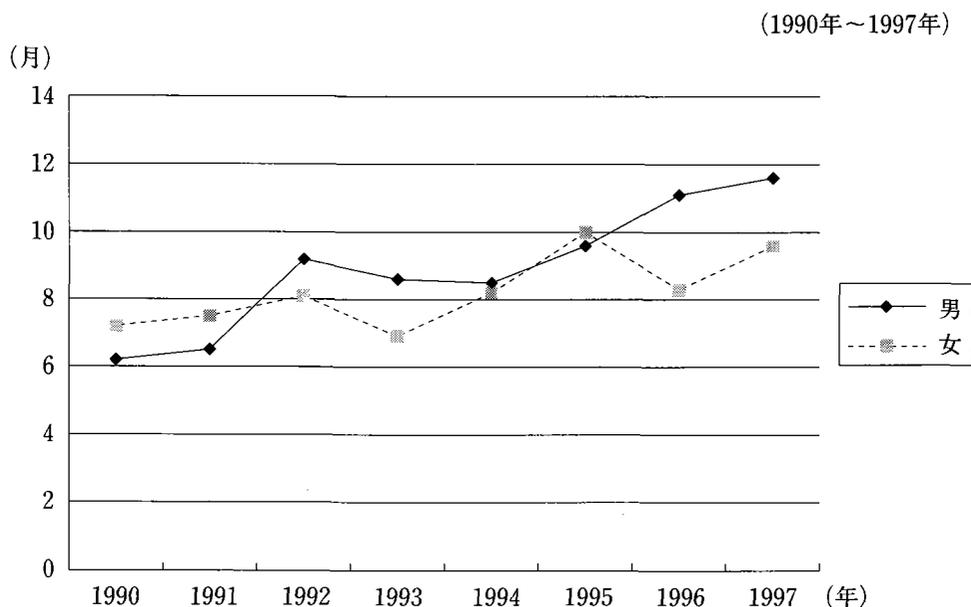
図3は、青少年犯罪者施設等への施設収容命令を受けた15歳以上の少年について、施設に収容された少年人口の推移を1993年から見たものであり、青少年犯罪者施設収容命令及び1933年児童少年法53条による拘禁命令のいずれの場合も増加傾向にある(注13)。また、施設収容命令を受けた少年の平均言渡し拘禁期間の推移を見たものが図4であるが、これも1990年以降長期化する傾向にある。一方、そうした施設から釈放された男子少年の釈放後2年間の再犯状況を見たものが表5であり、1987年以降再犯率及び再入率共に上昇傾向にある。

図3 青少年犯罪者施設等に収容されている少年人口の推移



- 注 1 Prison statistics England and Wales 1997年による。  
 2 ここでいう少年とは、15歳以上18歳未満である。  
 3 各年とも6月末現在の数字である。

図4 少年の男女別平均言渡し拘禁期間



- 注 1 Prison statistics England and Wales 1997年による。  
 2 ここでいう少年は、15歳以上18歳未満のものであり、1933年児童少年法53条により、拘禁処分を受けた少年を含む。ただし、無期拘禁は除き、1990年には14歳の少年を含む。

**表5 青少年犯罪者施設等から釈放された男子少年の再犯・再入率の推移**

釈放年	釈放者総数	再犯率	再入率
1987年	3,660	83	54
1988	3,135	83	53
1989	2,014	86	54
1990	1,302	89	57
1991	1,339	88	62
1992	1,184	89	62
1993	1,332	89	65

注 1 Aspects of Crime Young Offenders 1996, Research and Statistics Directorate, Home Office 1998 による。

2 再犯・再入率は、それぞれ刑務所庁管轄の施設から釈放後2年以内の比率(%)である。

3 対象となっているのは処分時14歳以上17歳未満の少年である。

## 2 少年に対する処分の種類とその概要

少年に対する処分については、基本的には、以下の3レベルに分けて考えることができる。なお、本章では、少年に対する処分に焦点を当てているため、それぞれの処分の適用年齢については、10歳から17歳までの範囲で記述している。

### (1) 軽微な犯罪に対する処分

#### ア 免除 (discharge)

成人・青年の場合と同様、絶対的免除と条件付免除がある。条件付免除では、3年以下の範囲で定められた期間中に再犯を起こさないことが免除の条件となる。再犯を起こした場合は、免除された本件犯罪について改めて判決を受けることになる。

正式起訴犯罪で裁判所の判決を受けた少年では、免除になる者が最も多い。処分の免除を受ける少年の割合は、近年3割を超えているが、長期的には徐々に低下している。

#### イ 親に対する誓約命令 (binding over)

少年の両親に対し、少年に平穏・善行を保持させることを裁判所に誓約させる命令である。裁判所は、10歳以上15歳以下の少年の両親に対し誓約命令を発するか否かを検討しなければならない。命令を出さない場合は、法廷においてその理由を説明しなければならない。

命令の形式は、少年の両親又は後見人に対し、少年を適切に保護 (care)・監督 (control) することを誓約 (recognizance) するよう命じることである。誓約違反の場合の違約金は最高1,000ポンド、誓約の期間は3年間又は少年が満18歳になるまでのいずれか短い方である。

少年が16・17歳の場合、裁判所は誓約命令を発する権限を有するが、命令を発する義務はない。

#### ウ 罰金 (fine)

少年裁判所又は治安判事裁判所で命じられる罰金の最高額は、成人・青年の犯罪の場合で5,000ポンドであるが、10歳から13歳までの少年 (child) の場合は250ポンド、14歳から17歳までの少年 (young person) の場合は1,000ポンドである。刑事法院では、最高限度の定めはなく裁判所の裁量による。

少年が10歳以上15歳以下の場合、裁判所は両親又は後見人に対し罰金の支払を命じなければならない。少年が16・17歳の場合、裁判所は裁量により両親に対して支払を命じることが可能である。

## エ 賠償命令 (compensation order)

軽重に関わらず、被害者が存在する限り、すべての犯行（財産犯、生命身体犯）について発せられる可能性のある命令である。裁判所は、被害者が存在する犯行について全件、賠償命令を言い渡すかどうか検討し、言い渡さない場合はその理由を示す義務がある。

単独の処分ともなり得るが、他の処分と併せて命じられる場合もある。罰金と併せて命じられた場合は、被害者救済のため、賠償命令を優先させなければならない。少年裁判所又は治安判事裁判所で命じられる賠償命令の最高額は、犯行ごとに5,000ポンドが限度となっているが、刑事法院では最高限度の定めはない。ただし、裁判所は、支払者の資力を考慮して金額を定めることになっている。

罰金の場合と同様、少年が10歳以上15歳以下の場合、裁判所は両親又は後見人に対し賠償命令の支払を命じなければならない。少年が16・17歳の場合、裁判所は裁量により両親に対して支払を命じることができる。

### (2) 比較的重い犯罪に対する処分

比較的重い犯罪に対する処分には、出頭所出頭命令、監督命令、保護観察命令、社会奉仕命令、結合命令及び外出禁止命令があり、これらは、社会内処遇命令 (community sentence) と総称されている。

裁判所は社会内処遇命令を言い渡す前に、犯罪の重大性に関して所定の検討をしなければならず、命令を言い渡す場合も、犯罪の重大性に応じた期間、少年に適した内容の命令を選択しなければならない。1997年犯罪（量刑）法によって、すべての社会内処遇命令は、本人の同意の有無にかかわらず発せられることとなった。

少年が処分に服さない、あるいは処分中に重大な再犯をした場合に、裁判所に事件を差し戻すまでの一連の手続は、すべての社会内処遇命令についてほぼ共通している。差し戻しを受けた裁判所は、改めて判断の上、再度の処分を言い渡すことがある。

#### ア 出頭所出頭命令 (attendance centre order)

処分適用年齢は、10歳から17歳である。正式起訴犯罪で裁判所の判決を受けた少年の1割強がこの命令を受けるが、その割合は近年少しずつ減少している。18歳から20歳の青年に対しても同様の処分があるが、適用される者は少数である。処分の内容は、週末の余暇時間の一部を少年出頭所 (junior attendance centres) へ出頭させる命令で、通常は土曜日の午後、一回に2～3時間出頭する。少年が14歳未満の場合を除き、裁判所は最低12時間の出頭命令を発しなければならない。16歳未満の少年の場合は最高24時間、16歳以上の場合は最高36時間である。

少年出頭所は国内に111か所あり、10歳から17歳の少年を受け入れる「ジュニアセンター」85か所と、16・17歳の少年と青年を受け入れる「シニアセンター」26か所からなる。約3分の1が男子専用で、残りは男女両方を受け入れる。開放施設であり、多くは地域にある学校の校舎を利用している。内務大臣から指名された地域の警察署長が責任者となるが、保護観察事業体 (probation service) や地域社会事業体 (social service) が運営する場合もある。職員は、全員が内務省の有給職員であり、在職中あるいは退職した警察官が多い(注14)が、教師等警察関係以外の職員が処遇を担当している出頭所も少なくない。女子少年を受け入れる施設では、必ず女性職員がいなければならない。多人種混合率の高い地域の場合、職員の人種もなるべくこれを反映すべきであるとされている。

それぞれの少年出頭所が提供する活動は、非行少年に「短期間で鋭いショックを与える (short, sharp shock)」という考え方を反映し、規律ある集団行動や実用的な作業中心であるが、その幅は広い。体育、生活技術教育(大工仕事や料理、一人暮らしのための家計管理等)、陶芸や木工、救急救命訓練や薬物教育等、様々な教育活動があり、またゴミ清掃、地域の慈善活動用に手芸品を作る等、地域への貢献

活動もなされている。

#### イ 監督命令 (supervision order)

命じられた3年以下の一定期間中(最短期間については定めがない。), 監督者との定期的な面接を通じて援助と指導を受けるよう命じる処分である。内容は保護観察命令に類似しているが, 監督者は保護観察官ではなく, 地方自治体のソーシャルワーカーである(注15)。また処分の性質も, 監督命令はこれから成長する少年に対し, その健全育成を重視する点で, 保護観察命令とは異なる。処分適用年齢は10歳から17歳であり, 正式起訴犯罪で裁判所の処分を受ける少年で監督命令を付される者の比率は2割弱である。ただし, 14歳未満の少年に限定するとこの割合は2割強から3割弱と高く, しかも一貫して増加傾向にあり, 年少少年を対象とした処分といえる。

また, 監督命令に追加遵守事項が付加される場合もある。追加遵守事項の内容は, 居住指定から活動内容にかかわるもの等, 広範囲にわたる。具体的には, 「(主に親と)同居すること」, 「6か月以下の一定期間, 地方自治体が運営する宿泊施設で生活すること」, 「精神科治療を受けること」, 「教育を受けること(義務教育年齢にある少年に対して)」等が挙げられる。さらに, 少年を家庭と地方自治体による監護の中間に置き, 健全な余暇を体験させることを主目的とする処遇を「中間処遇(intermediate treatment)」と総称するが, 監督命令の枠内で中間処遇を実現させるために追加遵守事項を設定することができる。そのための遵守事項の例としては, 「指定された特定の場所に住むこと(合計90日以下の範囲で)」, 「指定された時間に, 指定された場所に出頭すること」, 「特定の活動を行うこと」, 「午後6時から午前6時までのうち, 10時間以内の指定された一定時間, 特定された場所にとどまること(命令開始当初3か月以内に, 合計30日以下の範囲で)」等がある。

追加遵守事項を設定した監督命令を言い渡す前に, 裁判所は判決前調査報告を入手・検討しなければならない。

#### ウ 保護観察命令 (probation order)

処分適用年齢は16・17歳である。青年・成人に対してと同様, 6か月以上3年以下の一定期間中, 保護観察官との定期的な面接を通じて援助と指導を受けるよう命じる処分である。保護観察命令の目的は, 伝統的に「犯罪者を援助すること」と「犯罪者を統制すること」の一見矛盾した命題を両立させることであったが, 1991年刑事裁判法の導入以降はその比重が後者に傾きつつある。保護観察命令は, 比較的成熟した者に対してふさわしい処分とみなされているため, 監督命令より保護観察命令が適切であると裁判所が特に認めた少年にのみ適用され得る。正式起訴犯罪で裁判所の判決を受ける者のうち, 保護観察命令を科される少年の割合は3~4%であり, 青年の場合の約3分の1にとどまっている。

保護観察中の本人の行状が良好な場合, 命じられた期間が満了する前に処分を早期終結させることがある。手続は, 保護観察官又は本人が申し立て, 裁判所が決定する。早期終結後は, 当初の保護観察期間の満了まで, 条件付処分の免除(conditional discharge)を受けている立場とみなされる。

保護観察命令にも, 追加遵守事項が付加されることがあるが, この追加遵守事項は, 監督命令に付加される追加遵守事項と同様, 基本的には少年一人一人について, 少年本人の問題と, 本人が生活する特定地域で現在活用可能な社会資源とを考慮した上で具体化される。というのは, 保護観察命令の処遇実施機関である保護観察事業体(注16)は, それぞれの地域特性に根付いた独自の社会資源のレパートリーを持ち, 全事業体が同一の社会資源を確保しているわけではないからである。そのため, 地域の保護観察事業体は, 裁判官が適切な判断をなし得るよう, 地域事情を踏まえた追加遵守事項の案を判決前調査報告に盛り込むことになっている。保護観察命令を言い渡す前に, 裁判所は判決前調査報告を入手・検討しなければならない。

なお、保護観察命令に限らず、社会内処遇命令の運用実態に存在する地域差は、処遇実施機関における地域差を反映している。これに対し、内務省は、社会内処遇命令の全国基準(例えば1995年の National Standards for the Supervision of Offenders in the Community) を設ける等して、地域差の縮小を目指している。

保護観察命令に付加される遵守事項について、地域の社会資源を利用した具体例を挙げると、次のとおりである。

まず、プロベーション・ホステルへの居住指定がある。保護観察命令の開始当初から期間の一部を居住指定されることが多い。プロベーション・ホステルは保護観察事業体が運営(民間ボランティア組織が運営して保護観察委員会が認証するものもある。)する、犯罪者のための宿泊施設であり、保護観察中の者と仮釈放中の者を主に受け入れる。未決者用のホステルであるベイル・ホステルと合わせて、ホステルの全体数は100である。ホステル数は不足気味で、内務省は増設を目指しているが、地域住民との調整で難航している。

ホステルの意義は、①更生のための適切な住居を確保する、②最大30人ほどのグループで生活させることによって社会生活への適応を学習する集団療法の間を提供する、③厳しい規律ある生活の中で自律を学ばせる、の3点で説明される。それぞれのホステルが多様な特徴を持ち、生活プログラムや受入対象の制限も所により異なる。男女混合ホステルもあれば、「子連れ可」、「本件が女性・子供に対する性犯罪の者は不可」等、独自の基準を持つ所もある。一部、少年を受け入れないホステルもある。

保護観察命令では、合計60日を超えない範囲で(注17)、特定の活動を義務付ける遵守事項が付加される場合も多い。「活動」は各地域ごとに特色ある社会資源に支えられているが、その一つは、保護観察事業体が主催するグループワークである。保護観察事業体によってグループの内容は異なるが、「怒りを抑えるためのグループ」、「運転者のための節酒グループ」、「家庭内で暴力を振るう男性のグループ」「性犯罪者のグループ」等、多岐にわたっている。ほかに、保護観察事業体が他の地域機関や団体と提携して行う「活動」もある。地元企業の援助を受け、交通関係の累犯少年に対して自動車整備・競技場での運転を含む多彩なプログラムを提供している例(注18)、地域の病院や福祉行政と共同で、薬物・アルコール依存症者に対する教育プログラムを提供している例(注19)等がある。

精神障害者や薬物・アルコール依存症者に対しては、治療を義務付ける遵守事項を付加することもできる。

保護観察命令の具体的な処遇内容については、以下に簡単な事例を紹介する。

#### 保護観察命令の処遇事例

保護観察処分を言い渡されたとき、キヤルは17歳だった。子供のころ、父親も、後には継父も、長く刑務所に入り、一家は転々と引っ越して、ろくに教育を受けなかった。15歳で家を出てからは「機転で生きてきた」。つまり、チャンスがあれば小さな盗みを重ね、裁判所送りも3度目になった。

彼が出会った保護観察官は、盗みを繰り返す中で育ってきてはいるものの、キヤルがそこから抜け出したいと強く思っていること、しかしそのための手段を持っていないことを悟った。読み書きが出来ず、求職面接を受けたことも、福祉を役所に求めたこともない。逮捕されたとたん、なげなしの身の回り品まで盗まれ、留置所の同囚からは「今度はでけえ盗みをやれよ」とけしかけられる始末だった。

観察官は判決前調査報告書で次のように提案した。「キヤルは、ホステルに入り、基本的な生活管理を教えられる必要がある。貸間暮らしは無理であるし、職を探すためにも基礎的な読み書きが必

要である。彼を表面だけ見て、すれっからしのこそ泥だと評するのはたやすいが、手をつけられない悪党になる前に、今が援助のチャンスではないか。」

保護観察を言い渡した裁判所は、最初の1年間はプロベーションホステルで生活せよという遵守事項を付けた。ホステルでは、まず他の寮生との対人関係でつまずき、何時間か「行方不明」になってしまうこともあった。しかし、飛躍が訪れたのは、ホステルの調理員からだ。キアルは彼女から料理の手ほどきを受け、基本が出来るようになってからも、頻繁に手伝いをするようになった。調理員は、お返しに、キアルの読み書き練習を助けた。保護観察官は、こうして上達し、自信もついたキアルを評価し、調理員から引き継いで彼の勉強を見ることにした。ホステルから出た後も、キアルは近所の貸間に暮らし、勉強の内容も読み書き練習から金銭管理、求職準備にまで発展した。

キアルは2年間の保護観察を無事終了した。保護観察官は、その後も大体2年ごとに彼と会い、仕事や引っ越しの相談に乗っている。彼が本当に大人になるまで、見守るつもりである。

出典：Whitfield, D. *Introduction to the Probation Service*, Waterside Press, 1998.

注：本事例は、上記出典の事例を要約したものであり、一部脚色している。

#### エ 社会奉仕命令 (community service order)

処分適用年齢は16・17歳である。成人・青年同様、40時間から最高240時間までの間で、本件犯罪の重大性に釣り合うよう特定された時間数、無償で地域のため社会奉仕作業に従事することを命じられる。正式起訴犯罪で裁判所の判決を受けた者のうち、6～7%の少年が社会奉仕命令を科されているが、青年の場合と比較すると低率である。

意図されているのは地域社会への償いであり、特定の被害者への償いを行うことはない。週末・夕方の余暇時間を用い、命令を受けてから12か月以内に指定された作業時間を終えなくてはならない。失業中の少年が週日昼間に作業を行うことについては、認める地域と認めない地域がある。

本人が社会奉仕命令に適していると認められ、また、地域に本人が従事できる作業があると確認できないときは命令を言い渡すことはできないとされている。社会奉仕命令を言い渡す前に、裁判所は判決前調査報告を入手し、検討しなければならない。

作業の内容や条件を決定し、処遇を実施するのは保護観察事業体である。初期の査定段階では、本人は保護観察官（又は保護観察事業体所属の社会奉仕作業専門官）と面接し、作業中の態度を観察される。次に、査定の結果に基づいて本人の作業先が決められ、その後問題がなければ本人は必要な時間数を完了するまで、定められた場所で作業に従事する。通常はボランティアである各作業現場の監督者が、本人の出席状況を把握する。多くの保護観察事業体は、社会奉仕命令のための特別チームを持ち、現場監督者と連絡を取り合い、無断欠席等の場合は必要に応じて本人への直接指導をする。

作業は非営利で、民間の産業を圧迫しない範囲と定められているが、その内容は多岐にわたる。救世軍が経営する病院の手伝い、高齢者や障害者のための施設や住宅の補修、地域の公民館の内装改修、また保護観察事業体が行う事業の一部を分担する場合もある。例えば、高齢者に無料昼食サービスを行う食堂の運営について、市から農地を借りて材料の野菜を栽培すること、昼食を調理すること、出来上がった昼食を高齢者宅に配達することなどを社会奉仕命令の作業と位置付けている(注20)。

社会奉仕命令の具体的な処遇内容については、以下に簡単な事例を紹介する。

#### 社会奉仕命令の処遇事例

ルーシーは17歳で、自分の将来を一生台無しにしてしまうような何種類ものトラブルに足を突っ

込んだ。おなかには子供がいて、万引きと暴行で裁判所に送られた。裁判所は、罰として社会奉仕命令を考え、60時間の社会奉仕命令を言い渡した。保護観察所の社会奉仕命令担当官に連れていかれた奉仕作業の場所は、お年寄りに食事を供給する団体だった。そこで調理と皿洗いをするように言われた。

出産のため短期間休んだが、その後はすぐ作業場所に戻り、作業の合計が60時間になるまで働くように言われて、ルーシーはやる気が出てきた。彼女の働きがお年寄りからとても感謝されたので、命令の60時間が終わったとき、この団体はルーシーを引き止め、パート職員として働き続けてくれないかと言ってきた。今や、ルーシーには可能性が開かれた。仕事の腕を磨き、正職員になれるかもしれない。

出典：*The Probation Service - A probation service information and recruitment booklet*, Home Office, 1996.

#### オ 結合命令 (combination order)

保護観察と社会奉仕命令を結合した命令であり、社会内処遇命令のうち最も厳しく、自由の制限の多い処分である。命令を言い渡す前に、裁判所は判決前調査報告を入手・検討し、処分による拘束の程度が本件犯罪の重大性に釣り合っていることを確認しなければならない。処分適用年齢は16・17歳であり、正式起訴犯罪で裁判所の処分を受ける少年で結合命令を科される者の割合は、3%に満たない。ただし、この数字は近年増加傾向にある。

この命令を言い渡された少年は、結合命令を科された青年・成人と同様、1年以上3年以下の一定期間、保護観察官の指導監督を受けるとともに、40時間以上100時間以下の一定時間、社会奉仕をする。単独の社会奉仕命令では最長の作業時間数が240時間であることから、結合命令は社会奉仕命令と保護観察命令の両方を単に組み合わせたものではなく、将来の再犯可能性を減らすという保護観察命令の要素が中心的な役割を持つと解釈されている。

保護観察命令の場合と同様、本人の行状が良好な場合は、命じられた期間が満了する前に処分を早期終結させることがある。ただし、結合命令の場合は、命じられた社会奉仕作業が完了していないと早期終結のための検討に入れられないことになっている。

#### カ 外出禁止命令 (curfew order)

処分適用年齢は10歳から17歳である(注21)。成人・青年同様、6か月以下の特定された期間、1日につき2時間以上12時間以内の範囲で一定の場所にとどまることを命じるものである。本件が、いわゆる自動車盗・車上ねらい、たまり場やパブでのけんか等のように特定の場所と時間帯が犯罪に結びついている場合、場所と時間帯を特定して、一定の場所にとどまること(一定の場所に近づけさせないこと)を命じることによって再犯を防止しようとするものである。他の社会内処遇命令と併せて命じることができるが、その場合、処分による拘束の程度が本件犯罪の重大性に釣り合っていない(注22)。この命令を単独で言い渡す場合、裁判所が判決前調査報告を入手・検討する義務はない。施行から日が浅く、また施行が特定地域に限定されているため、適用を受けた少年はごく少数であり、1997年には24人であった。

また、電子監視装置を用いた外出禁止命令(注23)が、特定3地域(マンチェスター、ノーフォーク及びバークシャー)において試行中であるが、試行対象地域は今後拡大される予定である。これは、処分対象者の足首又は手首に取り付けられた発信器から、対象者の自宅電話回線に接続された受信機が信号を受け取り、内務省と契約して電子監視の実施を行う民間業者(注24)が管理する中央コンピューターに

送るという仕組みとなっており、対象者が受信機から離れると、信号を受け取れなくなり、中央コンピュータで命令違反が判明するというものである。1997年犯罪（量刑）法による改正により、10歳から15歳の少年に対しても電子監視装置を用いた外出禁止命令を適用することが可能となり、1998年から2地域で試行が開始された。

### (3) 非常に重大な犯罪に対する処分

非常に重大な犯罪に対する処分には、1933年児童少年法53条による拘禁命令、青少年犯罪者施設収容命令及び閉鎖施設訓練命令があり、これらは拘禁処分（custodial measure）と総称されている。

#### ア 1933年児童少年法53条による拘禁命令

謀殺（murder）で有罪になった10歳から17歳（犯時）の少年は、1933年児童少年法53条(1)により、必要的に無期の（during Her Majesty's pleasure）拘禁を命じられる。また、成人であれば14年以上の拘禁刑に当たる事件又は強制わいせつ事件を起こした、有罪認定時に10歳から17歳の少年は、同法53条(2)により成人の法定刑の範囲内（無期刑を含む。）の拘禁処分を命じられることがある。14歳から17歳の少年が無謀運転により、又はアルコール・薬物摂取下の酩酊運転によって過失致死事件を起こした場合も同様である。

1997年9月30日現在、同法53条(1)により237人が、同法53条(2)により935人が拘禁命令に服している。1990年以後、同法53条(1)で拘禁命令に服する人数はほとんど変わっていないが、同法53条(2)で服する人数は1994年以来急増し、1997年は1994年のほぼ2倍となっている。同法53条(2)による人数が増加した理由の一つとして、少年による深刻な犯罪が増加したことが挙げられている（注25）。

拘禁条件の決定と見直しは内務大臣の権限で行われるが、拘禁場所は児童福祉施設又は矯正施設である。具体的には、前者は地方自治体が管轄する閉鎖コミュニティ・ホームや厚生省が管轄する少年処遇センター（youth treatment centre）（注26）、後者は青少年犯罪者施設及び成人刑務所である。1995年に内務省が、同法53条による拘禁に服する15・16歳の少年の拘禁場所について方針を転換し、従来用いられていた児童福祉施設に換えて矯正施設を主な送致先としたため、児童福祉施設に拘禁されている少年の割合が減少し、（1994年には25%であったが、1997年では8.5%）、刑務所等に拘禁される少年が増加し、拘禁期間も延びている（注27）。

#### イ 青少年犯罪者施設（young offender institution）収容命令

2か月以上2年以下の特定された期間、刑務所庁（H.M. Prison Service）（注28）の管理する青少年犯罪者施設への収容が命じられる（注29）。処分適用年齢は15歳から17歳である。1998年8月31日現在、48施設（うち女子施設12）に1,572人（うち女子76人）が収容されている。

施設内で、義務教育年齢にある少年は、週に15時間以上の教育を受けることが義務付けられている。そのほか、自己責任や自己抑制能力を高めるための集団教育プログラム、運動、主に年長少年のための職業訓練と作業等、施設ごとの個性を反映した様々な活動が提供されている。家族や地域社会とのきずなも、可能な限り維持されている。最近では、職業訓練を積極的に取り入れ、収容期間中に国家資格を取らせる試みが始まっている。ただし、15歳以上21歳未満の青少年を収容する矯正施設は、原則としてこの青少年犯罪者施設だけであり、また、施設の開放度によって二種類の施設分類があるほかは、分類処遇が行われていない。そのため、15歳以上21歳未満の青少年であれば、言渡し収容期間の長短、非行性の進捗等にかかわらず、同一の施設に収容されて、寝泊まりをする寮を除いて一緒に処遇されるため、個別の問題性等に応じた体系立ったプログラムに基づく処遇は行われていないのが現状である。また、青少年犯罪者施設では、処遇上の必要性に応じて、施設長の判断で一時的に施設外で処遇を行うことも可能となっている。こうした一時的な施設外処遇は、主に家庭上の理由によって行われることが多いが、

釈放準備処遇として実施されることもある。1年以下の期間の施設収容命令を受けた少年は、言い渡された期間の半分を経過したところで自動的に釈放され、その後3か月間保護観察官又はソーシャルワーカーによる指導監督に服することになっている。言渡し収容期間が1年を超える場合にも、多少釈放条件が異なるが、ほぼ同様の手順でアフターケアが行われる。アフターケアの内容は、保護観察事業体及びソーシャル・サービスが地域ごとに独立しているため、地域によって多少の差異がある。そのため、地域によっては、釈放準備段階から施設と共同して処遇に関与しているところもあるが、十分な連携がなされていない地域もある。

青少年犯罪者施設における処遇に関しては、1997年に内務省の刑務所監査局（H.M. Inspectorate of Prisons）（注30）によって監査報告書（注31）がまとめられている。報告書では、青少年被収容者の現状、特質、処遇状況、職員の資質等について報告がなされるとともに、そのそれぞれについて問題点や改善すべき事項が指摘され、最後に全体として今後の青少年処遇はどうあるべきかについて勧告が盛り込まれている。報告書全体を通して指摘されているのは、青少年に対しては、個々の問題性に応じた、きめの細かい処遇が必要であるにもかかわらず、多くの施設で成人と同様の処遇が行われているということであり、それは、報告書中の「青少年を収容している多くの施設は、矯正施設というよりは、むしろ人間を入れる倉庫のようになっている。」という一節によく表れている。勧告の中心は、青少年と成人の分類処遇、さらに、少年と青年の分類処遇の必要性についてであり、これを実行するために、刑務所庁に青少年処遇を担当する独立部局を設けるとともに、青少年を処遇する職員に対する研修等の必要性が指摘されている。なお、勧告の概要については、巻末資料1にその抜粋訳を添付したので参照されたい（注32）。

#### ウ 閉鎖施設訓練命令（secure training order）

6か月以上2年以下の特定された期間、その前半を閉鎖訓練施設（secure training centre）に収容され、後半は社会内で監督官の指導監督を受ける。後半部分の監督官の多くは保護観察官であるが、地方自治体のソーシャルワーカーが務める場合もある。処分適用年齢は12歳から14歳で、①犯行時の本人年齢が12歳以上であること、②本人が、3つ以上の特定犯罪（注33）につき有罪判決を受けていること、③本件において、又は以前に、本人が監督命令に違反したことがあるか、あるいは監督命令を受けている間に特定犯罪（注34）により有罪判決を受けていること、以上3つの要件を満たす少年を対象とする。

前半の施設内処遇は、次の3段階に分けられる。すなわち、①本人の査定に続き処遇計画が立てられる開始期。この段階から、後半の社会内処遇で本人の指導監督を担当する監督官が立案に参加する。②処遇計画に沿って教育指導がなされる中間期。施設内のソーシャルワーカーが、本人の帰住先の環境を整え、家族関係を調整する。監督官は施設を訪問し、本人及び施設職員と面接を重ねる。③釈放後の社会復帰を準備する完成期。監督官は、本人が釈放され社会内処遇に移行する1か月前に釈放前報告書を作成し、施設の長に提出しなければならない。

なお、本件が深刻な性犯罪や暴力犯罪である場合、判決から2か月以内に監督官は被害者に連絡を取り、被害者の不安や心配事を表明する機会を提供することになっている。後半の社会内で行われる処遇に際し、少年に特別な遵守事項が付されることがあるが、この遵守事項を検討する際に、被害者の意向が考慮されることになる。

施設内の生活は、少年全員に個室のシャワー付き寝室が与えられ、時間制限はあるが自室での電話の使用も可能で、服装は原則として自分が持ち込んだ私服とされている。反面、少年達はもとより、面会者も禁煙で、施設内への喫煙具の持込みも一切禁じられている。

施設からの釈放後、すなわち処遇の後半部分は社会内で行われ、監督官との面接を通じて指導監督が

なされる。釈放後3日目までの面接については基準(注35)に細かく定めがなされている。初回面接は、釈放当日、親同伴で監督官の下に出頭して行われる。少年と親は、監督官から後半の処遇について説明を受け、また3人で処遇計画(当初の計画に加え、釈放前報告書の結果も加味されたもの)を再確認し、最後に、内容を理解した旨の署名を求められる。署名がなされた書類は施設に送られる。2度目の面接は家庭訪問とし、釈放後3日以内に行われる。3度目の面接は釈放後7日以内に行われる。その後の面接についても、釈放後1か月までは週3回、2か月までは週2回、2か月を超えると週1回、と最低頻度が定められている。加えて、監督官は本人の学校の先生や雇主とも定期的に連絡を取るようになっていく。

少年が指導監督に服さない場合や再犯をした場合、監督官は裁判所に対し違反手続を取り、裁判所の判断で本人が閉鎖訓練施設に戻し収容されることがある。戻される施設は、必ずしも前半部分で収容された施設と同じとは限らない。処分の残期間が再収容期間となるが、残期間が3か月を超えるときは再収容期間は3か月となる。この場合も、監督官は再収容先の施設と連絡を取り合わなくてはならない。

閉鎖施設訓練命令は、1994年刑事司法及び公共秩序法で導入された。当時の保守党政権は、この命令を実施するため40人定員の施設を5か所新設すると公約し、1998年4月、最初の施設(男女両方を受け入れる施設)がケント州で開設された。2番目がノザンプトンシャー、3番目がダーラムに建設中である。これらの施設の管理運営は、契約に基づき、内務省から民間業者(注36)に委託されている。ただし、内務省からそれぞれの施設に監視者(Home Office Monitor)が配属され、契約違反や職員関係、また少年の職員に対する不満に関して内情を把握する責任を負うこととなっている。

#### (4) その他の処分

上記以外の処分で、犯罪を犯した精神障害者に対する特別な処分として精神病院収容命令(Hospital Order/Restriction Order 又は Restricted Hospital Order)があり、1983年精神保健法(Mental Health Act 1983)37条(1)による精神病院収容命令(Hospital Order)と同法41条による制限命令(Restriction Order 又は Restricted Hospital Order)が、青年・成人に対してと同様、16歳以上の少年にも適用される。もっとも、適用される少年はごく少数であり、1997年には両者合わせて7人(正式起訴犯罪で処分を受ける少年の0.1%未満)であった。

精神病院収容命令と制限命令は、共に精神科医の鑑定に基づき、刑事法院が精神病院への入院を命令する処分である。制限命令は、被収容者の退院についても制限が課されるもので、精神病院収容命令を科された者に対し、重ねて科される(注37)。制限命令を科された者は、内務大臣(注38)の許可を得なければ、退院のみならず、指定された精神病院からの一時外出や、他の病院への転院も許されない。

退院は、「届け出た住所に住むこと」、「(定められた医療機関で)精神科治療を続行すること」、「監督官の指導を受けること」等の条件付きで(conditional discharge)許可される場合が多く、無条件退院(absolute discharge)はまれである。監督官は保護観察官が担当する(注39)。退院が検討される段階から、監督官は本人と面会し、また本人の精神科治療を担当する医師と相談し、本人の居住先や雇用先を準備する場合もある。

条件付退院者の監督官は、本人と定期的に面接し、結果を内務省に報告する。本人が社会に危害を加える危険性が高い場合、また所在不明になった場合等は緊急に報告する。内務省の判断で、本人が精神病院へ戻し収容される(注40)ことがある。反対に、本人の行状が良好で安定した場合は、無条件退院に切り替えられ、処分は終了する。

## 第5 1998年犯罪及び騒乱法における少年司法・非行少年処遇改革

1998年7月31日イギリスでは、犯罪対策のための新しい法律「1998年犯罪及び騒乱法（Crime and Disorder Act 1998）」（以下、1998年法と略す。）が成立した。この法律は、犯罪者に対して、適時、効果的な処遇を行うことによって、再犯を防止し、市民の安全を守ることを目的としたもので、非行少年のみを対象としたものではないが、昨今のイギリスにおける犯罪事情を反映して、その多くが少年又は少年を含む犯罪者を対象としたものとなっている。また、それまでいろいろな法律によって規定されていた少年司法・非行少年処遇を体系的に見直し、改革することを意図しているため、実務的で、具体的な処遇方法等にも踏み込んだものとなっている。改革の趣旨は、非行を芽のうちに摘み取ること、つまり非行少年に対して、できるだけ早い時期に最も効果的な働きかけを行い、再非行を防止することにある。この法律は、10歳以上12歳未満の拘禁処分を可能としたり、警告処分をより厳格にしたりと、一見すると厳罰主義の流れを受けているようにも読めるが、内容を子細に検討してみると、効果的処遇の実施が基本となっており、その意味では、近年、少年非行に対する厳罰傾向が強まりつつあったイギリス少年司法の中での一つの反動ととらえることもできる。つまり、少年司法・非行少年処遇の目的は、再犯を防止することによる社会防衛にあることを再確認しつつ、現実的な立場から、むやみに厳罰化を求めるだけでなく、再犯防止という観点から、より効果のある処遇の確立を目指したものとイえる。そうした意味では、1970年代から米国を中心に矯正処遇に対する悲観論(注41)が台頭し、これに対応するものとしてジャストデザート・モデル(注42)が刑事司法を席けんしていたが、今回の法改正は、そうした時代から、処遇モデルへの回帰と見ることもできる。これは、欧米を中心とした処遇研究者が、万人に対して有効な矯正処遇は存在しないものの、処遇対象を明確に絞った科学的な根拠のある矯正処遇が、再犯率の低下を可能にするという意味で処遇効果を上げ得るという研究成果をこつこつと積み上げた結果であるともいえる。ただし、注意しなければならないのは、こうした処遇への回帰が1960年代に米国を中心に信じられていた、社会福祉的な考え方を基盤とし、犯罪者や非行少年を中心においたものではなく、あくまでも刑事政策の中での再犯防止を目的としたものであり、そのための処遇であるということである。処遇の結果として犯罪者や非行少年の生活の質が向上することは二義的な目標であり、最終的な目的は、社会防衛にあるという点に留意しなくてはならない。

この法律は、これまでの犯罪者処遇に関する研究成果(注43)を検討した結果、非行少年の問題性に応じた柔軟な処遇が再犯防止に効果的であるという結論を受け、非行少年の処遇に当たっては、各関係機関が、それぞれの社会資源を補い合いながら、協調していくことを義務づけている。特に、矯正機関と保護機関の連携が重視されており、少年に対する拘禁命令は、すべて施設内処遇とアフターケアを組み合わせたものとして整理統合されている。

この法律の施行に当たってイギリス内務省では、法律の趣旨を徹底するために法律制定後の具体的な施策に関する各種指示文書を発している。その中の一つに、この法律によって少年司法及び非行少年処遇がどのように改革されるのかを示した「1998年犯罪及び騒乱法：少年司法、非行防止のための立法の趣旨」(注44)があり、そこでは、少年司法が達成すべき課題として以下の六つを挙げている。

- ① 司法手続をより迅速化する。
- ② 少年を犯罪被害と向き合わせることで、責任を自覚させる。
- ③ 少年の問題性に応じた処遇を行う。
- ④ 処分は犯罪行為に比例したものとする。

- ⑤ 少年に被害に対する償いを実行させる。
- ⑥ 保護者に責任を自覚させ、その保護能力の強化を図る。

以下では、少年司法の流れに従って、上記のような目標を達成するための具体的な施策・改革点について簡単に説明していきたい。

## 1 少年司法全体に関わる改正

まず、少年司法全体に関わる施策として、幾つかの組織が新設されているが、中央に少年司法委員会 (Youth Justice Board) が設けられた。これは、イギリスにおける少年司法全体、特に1998年法の施行状況を監督することを意図した組織であり、内閣からは独立した機関であるが、少年司法の運用状況等について調査し、問題等があれば内務大臣に助言・指導を行うことになっている。

また、この1998年法の一つの柱が少年問題に関係する各地方機関の有機的な連携にあるため、地方レベルでも新たな処遇機関が設けられる。この機関は、非行少年処遇班 (youth offending team) (注45) と呼ばれる機関であり、各地方自治体に設置されることになっている。この処遇班は、今回の非行少年処遇改革の目玉とも言えるものであり、それぞれの地方の警察、保護観察、社会福祉、教育、保健を担当する機関の出向者で構成され、出向期間中は、処遇班の専任職員となり、任期は3～4年程度とされている (注46)。非行少年処遇班の役割は多岐にわたり、地域における非行防止活動に始まり、警察段階での処遇支援、裁判段階での判決前調査報告書の作成、処分決定後の社会内処遇の実施、施設内処遇後のアフターケア等を担当する。この非行少年処遇班は、1998年9月30日からイギリスの11の地方自治体で試行運用されており、2000年に全国的に正式導入されることとなっている。また、これと関連して、各地方には、警察、保護観察、社会福祉、教育、保健等の機関の責任者で構成される少年問題局長会議が定期的にかかれ、その地域における少年司法・非行少年処遇の年間計画を立てると同時に、非行少年処遇班の運営に関する決定を行うことが義務づけられている。

次に、1998年法による少年司法・非行少年処遇の具体的な改正点について、手続の各段階ごとに見ていくことにする。

## 2 警察による最終警告処分

警察段階における非行少年取扱い上の大きな変化は、従来行われていた警告処分の改廃 (注47) である。少年司法手続において紹介したように、この警告処分は、我が国の起訴猶予処分に類似する処分と考えることができるが、一般的な非行少年に対しては、処分後の再犯率の低さ (注48) からその有効性が指摘される一方で、累犯少年に対して数度にわたって警告処分が行われ、その間再犯が繰り返されているとの批判もある。こうした批判に応える形で、1994年に内務省は、全国の警察に対して警告処分の運用を制限する指示を発出したが、1998年法によって、少年に対する警告処分は正式に廃止され、その代わりに最終警告処分 (final warning) と言われる注意指導 (reprimand) 及び警告 (warning) が新設された (注49)。処分に必要な要件等は、従来の警告処分と共通点が多いが、処分の適用基準が明確に定められたことが特徴の一つとなっている。例えば過去に裁判所で有罪判決を受けたことがある者に対しては、これらの処分は適用できない、過去に2度警告を受けた者又は1度目の警告から2年以上たっていない者も新たな警告を受ける資格はない。さらに、犯した非行の種類によって重大性に関する得点が定められており、ある一定水準以上の非行に対しては適用することができない。また、従来の警告処分は、警察の記録には残るものの、同意書にサインをした段階で手続が終了するものであったのに対して、新設された警告は、処分が決定した後、事件が非行少年処遇班に引き継がれ、少年の持つ問題性から再犯を

防止するために何らかの処遇が必要と判断された場合には、処遇班によって一定の基準に基づいた処遇が行われる。この新しい警告制度については、既に試行が始まっており、2001年までに完全施行される予定である。

### 3 裁判所段階

#### (1) Doli Incapax の廃止

イギリスにおいては、我が国のような成文法のほかに、コモン・ローと言われるものが存在するが、成文法の規定によれば、10歳以上の少年に対して刑事責任能力があると定められている一方で、コモン・ローでは、14歳未満の少年には善悪を判断する能力がなく (doli incapax)、したがって、犯罪遂行意思がないとされている。そのため、検察官は、10歳以上14歳未満の少年の有罪を立証するためには、単に犯罪行為を立証するだけではなく、少年が自分の行為が犯罪であることを理解した上で (犯罪遂行の意図を持って) 犯罪行為を遂行したことをも立証する必要があった。この doli incapax の廃止は既に施行されており、これによって、検察官は、有罪を立証するためには、少年の犯罪を立証すれば足りることとなった。

#### (2) 少年裁判所の権限拡大等

1998年法によって、少年裁判の迅速化を図る観点から、少年裁判所の権限が一部拡大されている。詳細については省略するが、主な改正点として、①従来少年裁判所では、複数の裁判官による裁判が原則であったが、職業裁判官の場合に限り単独裁判が可能となったこと、②ある犯罪について処分決定のために事件を刑事法院に移送した場合、刑事法院の決定を待たなくても少年裁判所が独自に、それ以外の罪について処分し、あるいは刑事法院へ移送決定を行うことが可能となったこと、③成人の裁判後同じ法廷を使用する場合、その終了後1時間以上経過しない場合でも法廷の使用が可能となったことなどを挙げることができる (注50)。裁判の迅速化については、現在、検挙から処分決定まで平均142日かかっているものを半分にすることが目標として掲げられている (注51)。

また、1998年法による直接の改正ではないが、この法律をきっかけとして内務省と司法行政を管轄している大法官省 (the Lord Chancellor's Department) の共同指示が発出され、少年裁判所に、被害者に対する裁判の公開を積極的に進めるように促している。少年裁判所における裁判への出席にはいろいろな制限が設けられているが、被害者を排除する規定はなく、逆に、被害者は証人としてしばしば出廷することがある。この共同指示では、1933年に少年裁判所の公開について定めた児童少年法の規定を積極解釈して、被害者の出席が少年及び少年の家族に対して著しい問題を生じない限り、裁判への出席を希望する被害者にはこれを認めるように、また、どうしてもこれを認めない方がよいと裁判所が判断する場合には、その理由を被害者に対して説明するように指示している。また、少年裁判所における裁判の市民に対する公開についても、事件の性質からそれが必要だと認められる場合には、裁判への出席を希望する市民の出席を認めることも考慮すべきであるとしている。さらに、1997年犯罪(量刑)法によって、有罪認定の後に、少年の氏名等裁判の関する情報を開示することについても、それが少年の更生を著しく妨げず、再犯防止に資すると判断された場合には、これを行うことが裁判所の責任であるとも指摘している (注52)。

## 4 処分決定

### (1) 社会内処遇

#### ア 修復命令 (reparation order) (注53)

これは、1998年法によって新設された処分であり、非行を犯した少年を、その被害者、あるいは被害者と直面させることによって罪の意識を喚起し、自己責任を受容させることを目的としている。処分としては、金銭による償いを行う賠償命令とは異なり、金銭以外の方法による被害回復のための行為が考えられている。具体的な内容としては、被害者に対して謝罪の手紙を書くこと、被害者宅に直接出向いて謝罪すること、被害者宅の清掃を行うことなどが想定されている。被害者が特定できない犯罪の場合、又は被害者が直接加害少年と接することを好まない場合には、地域の清掃作業などを行うことになる。いずれの場合も、これらの作業にかかる時間は合計で24時間以内で、3か月以内に完了することが条件となっている。処分決定に当たっては、非行少年処遇班、保護観察官又はソーシャルワーカーが判決前調査報告により、望ましい修復行為の内容を勧告し、処分決定後の監督も行うことになる。施行日程は、非行少年処遇班と同じであり、既に試行が始まっている。試行を担当するロンドン地区の非行少年処遇班の責任者によると、この命令は被害者から加害者への一方的な謝罪のみを意図しているわけではなく、被害者と加害者の和解を目指したもので、被害者が加害者と直接対峙することで、それまではモンスターのような存在であった加害者が、1人の少年として理解され、加害者に対する恐怖心や憎悪が緩和され、心理的な側面も含んだ真の和解が可能となるとのことであった。この修復命令に対しては、当初拒否反応を示す被害者が多いが、判決前調査時に加害者の謝罪ビデオ等を見せることで了解を得られることも少なくないとのことであった。

#### イ 個別的処遇計画命令 (action plan order)

これは、少年の非行原因となっている問題性の質に応じて短期集中的に処遇を行うものであり、判決前調査及び処分決定後の処遇担当機関は修復命令と同じである。処遇期間は3か月間であり、判決前調査時に具体的な処遇内容を定めた処遇計画(少年が実行すべき遵守事項等によって構成される。)が立てられる。当然のことであるが、処遇計画の内容は、少年の犯した非行の内容、家庭状況等、少年の抱える問題性に応じて異なる。この命令については、決定後21日以内であれば、裁判所は、処遇担当者の意見を受けて処遇計画を見直すことができる。具体的な処遇内容としては、定期的な教育・治療プログラムへの参加、夜間の外出禁止、被害者への謝罪などを組み合わせることが予定されている。このうち被害者への謝罪については、本命令と別に修復命令を出すことなく処遇計画上の遵守事項として実行させることが原則となっている。

#### ウ 監督命令 (supervision order)

1998年法では、監督命令の運用を柔軟なものにすることによって、より処遇効果を高めることを意図して、監督命令の運用を部分的に改正している(注54)。改正されたのは、監督命令に付随する遵守事項として修復命令と同じ内容と効力をもつものを加えることができるようになったこと、遵守事項として地方自治体が管理する施設への入居を加える条件が緩和されたこと、及び少年が監督命令に服さない場合に取り得る不良措置の選択肢が拡大されたことの3点を挙げることができる。これらの施行予定は、それぞれ異なっており、全面的な施行は2000年以降となる。

### (2) 施設内処遇

#### エ 拘禁訓練命令 (detention and training order)

第4において説明したように、少年に対する施設内処遇には閉鎖施設訓練命令、青少年犯罪者施設収容命令、1933年児童少年法53条による拘禁命令の3種類があるが、1998年法では、このうち閉鎖施設訓

練命令と青少年犯罪者施設収容命令を統廃合し、拘禁訓練命令を新設した。これは、殺人等特別な重大犯罪に対する処分を除く10歳以上17歳以下の少年に対する施設内処遇を一本化すると同時に、処遇内容の見直しを図ろうとするものである。具体的な収容先としては、12歳以上14歳以下の少年は、現在の閉鎖訓練命令と同様の施設に収容され、15歳以上の少年は、青少年犯罪者施設のうち新たに18歳未満の少年のみを収容すると指定された施設に収容される。なお、12歳未満の少年を収容する施設は現在のところ存在しない。この命令は10歳以上の少年すべてを対象としているため、それを12歳未満の少年に対して適用することも可能であるが、その導入の是非については内務大臣の判断に一任されている。収容期間(注55)は、4、6、8、12、18、24か月のいずれかであり、言い渡された期間の半分は施設内で処遇され、残りの半分はアフターケアとして社会内で処遇される。ただし、言渡し期間が、8か月以上18か月未満の場合には1か月、18か月以上の場合には2か月まで、内務大臣の権限で早期に施設から釈放し、社会内処遇に移行させることが可能となっている。したがって、この命令では、従来有名無実化していたアフターケアを充実させるために、施設内処遇機関と社会内処遇機関の連携を強く求め、処分決定時にアフターケアを担当する者が非行少年処遇班等から指名され、施設内処遇開始と同時に環境調整だけでなく、具体的な処遇計画等につき施設と連携をとることになっている。また、従来は、未決拘禁期間が収容期間に算入されたが、1998年法によって、裁判官は未決拘禁期間を念頭において収容期間を言い渡すこととなっている(注56)。この新しい施設収容命令は、1999年7月から施行されることになっている。

### (3) 保護者に対する処分

#### オ 保護機能強化命令 (parenting order)

保護者に対しては、従来から少年の行動を監督させる親に対する誓約命令があるが、この新しい処分は、多くの非行少年の保護者に保護能力やその意思が欠けており、単に少年の指導監督を誓約させるだけでは効果がないことを踏まえて新設されたものである。この命令は、保護者の監督下にある少年が有罪認定を受けたとき等に言い渡すことが可能であり、必ずしも当該保護者の同意を必要としない。具体的な処分の内容としては、子どもの非行問題を抱える保護者を教育・支援するために、3か月までのカウンセリング受講を義務づけると同時に、逸脱しそうな子どもを適切に監督させること(注57)が考えられている。この命令が言い渡される場合には、処分決定と同時に非行少年処遇班等から指導担当者が指名され、この命令の実行状況が監督される。もし、この命令が実行されない場合には、1,000ポンドまでの罰金が言い渡される。なお、冒頭に記したように、この新しい命令は、従来からある保護者に対する誓約命令を補強したものと位置づけることができ、運用が軌道に乗った場合には、保護者に対する誓約命令が廃止されることとなっている。この命令は、既に非行少年処遇班が設けられている地域で施行されており、2000年以降全国的に導入される予定である。

## 5 その他の改正点

以上が少年司法・非行少年処遇に関する主な改正点であるが、これ以外にも細かい改正点がある。1998年法では、非行少年の早期発見・早期介入の原則から、刑事責任能力のない10歳未満の児童に対する新しい命令を導入している。そのうちの一つは児童保護命令 (child safety order) であり、我が国で言うところの触法少年及びぐ犯少年に対する一種の保護処分として考えることができる。10歳未満で非行を犯した児童、あるいは逸脱行為を繰り返している児童で、そのまま放置すれば将来犯罪を犯す危険性の高いと思われる児童に対して、早期に適切な処遇をすることで将来の非行を予防することを目的としている。具体的な手続としては、治安判事裁判所の中の特別な裁判所で、家事事件を扱う家庭裁判所

(family proceedings court) に管轄権があり、非行少年処遇班又はソーシャルワーカーが当該児童及びその家族に対する助言・指導を行うことになる。処遇期間は3か月以内で、特別な場合でも1年以内となっている。

児童保護命令は、特定の児童に対する処分であるが、これとは別に、ある地域を対象とした地域外出禁止命令 (local child curfew order) が新たに設けられた。この命令は、地方自治体が、非行児童がたむろしている特定の地域に対して、夜間午後9時から翌午前6時までの間、90日を限度として、保護者の同伴がない場合には、10歳未満の児童の外出を禁止するもので、必要があると考えた地方自治体は、内務大臣に同命令の発布を申請し、承認を受けなくてはならない。実際には、同地域を管轄する警察によって運用される。

以上が、1998年法による少年司法及び非行少年処遇の改正点である。ここで紹介したように、その内容は少年司法の手続面から処遇の中味まで多岐にわたり、今回の改正によって少年に対して言い渡すことのできる処分の選択肢に幾つか変更点があるため、1998年法以降の処分の種類についてその一覧を表6に示しておく。

表6 1998年犯罪及び騒乱法後の少年に対する裁判所処分の種類

処分の種類	適用年齢	備考
処分免除		
絶対的(処分)免除	10-17	
条件付(処分)免除	10-17	
金銭処分		
罰金	10-17	
賠償命令	10-17	
社会内処分		
修復命令	10-17	新法により新設
個別的処遇計画命令	10-17	新法により新設
出頭所出頭命令	10-17	
監督命令	10-17	新法により改正
外出禁止命令	10-17	1997年犯罪(量刑)法により改正
保護観察命令	16-17	
社会奉仕命令	16-17	
結合命令	16-17	
施設収容処分		
拘禁訓練命令	10-17	新法により新設
児童少年法53条による拘禁命令	10-17	
保護者に対する処分		
親に対する誓約命令		
保護機能強化命令		新法により新設
その他の処分		
精神病院収容命令	16-17	

## おわりに

イギリスには、我が国の少年法に相当するような少年司法全体を統括するような法律がない。そのため、少年司法・非行少年処遇については、刑事司法や児童・少年に対するいろいろな法律によって複雑に規定されている。さらに、一つの手続、あるいは処分が複数の法律によって幾重にも規定されているため、その法的根拠をたどるのは必ずしも容易なことではない。また、実務での運用になると、地域によって利用可能な社会資源等が異なるため、司法手続は別としても具体的な処遇内容には大きな差異がある場合が少なくない。今回の調査に当たって情報を提供してもらったイギリス内務省研究・統計局のある研究官は、イギリスの少年司法制度の概略を大まかに理解することは可能だが、細部にわたって詳細に根拠を調べ、かつ実務を理解しようと始めると、迷宮に入り込むも同じことになるかと警告していたほどである。本稿では、関係法令の変遷について記述すると同時に、日本でいう通達に相当する内務省回状等政府文書を手入してできるだけ正確な情報を提供することを試みたが、まだまだ不十分であり、今後の課題ばかりが積み上がっていった感が否めない。

イギリスの少年司法・非行少年処遇は、数年ごとに大きな改正が行われるため、一見すると始終方向転換が行われているようにも見えるが、基本的な二つの大きな柱は常に共通しているようにも思われる。一つは少年の可塑性（成長可能性）を信じ、刑罰を与えるのではなく更生に向けた処遇を行うことが原則とされていること、もう一つは、少年に対する処分の重さは彼らの犯した非行（罪の重さ）に比例したものでなくてはならないということである。そして、この一見すると相矛盾する二つの柱(注58)のバランスをどのようにとるかによって、少年司法は揺れ動き、その都度いろいろな法改正が加えられているとも考えられる。1990年代に入ってからイギリス少年司法の流れとしては、殺人及び強盗といった凶悪事件を起こす少年が増加傾向にあることを背景として、1933年児童少年法53条(2)により成人と同様の期間の拘禁を言い渡すことができる年齢の下限が引き下げられたり、15歳未満の累犯少年に対する施設収容命令が新設されたりと、重大な犯罪に対する厳罰化が目につく。ただし、そうした流れの中で成立した1998年法は、これまでの法改正とは少し性格を異にしている。1998年法の最大の目的は、再犯の防止であり、そのために、これまで内務省を中心として行われた処遇効果に関する研究を検討して、再犯防止に必要なと考えられる処遇方法を探し出し、それを制度化しようとしている点が大きな特徴となっている。これは、理念的には、社会防衛と非行少年の改善更生を両立させようとしている点で、刑事司法モデルから改善更生モデルへの揺り返しと見ることもでき、その点ではたいへん興味深い。現実の処遇場面で意図した成果を上げられるかどうかは今後の課題であろう。このまま少年非行の凶悪化に歯止めがかからず、期待されたような再犯率の低下が見られなかった場合には、再び刑事司法モデルへの揺り返しが起きる可能性がある。また、今回の改正には、被害者を視野に入れたものが多いのも特徴の一つである。少年司法に限らず、現代の刑事司法に対する見方には、加害者から見るもの、市民から見るもの、被害者から見るものと、その立場によって大きく三つの見方があり、刑事司法は、そのそれぞれに配慮したものでなくてはならない時代になってきている。そして、これら三者のバランスをうまくとろうとしたのが、今回の1998年法であり、その試みの一つとして、被害者を積極的に非行少年処遇にかかわらせることで、被害者と加害者の和解を実現し、被害感情の緩和と犯罪者の改善更生を同時に達成しようとする修復的刑事司法（restorative justice）の試みが随所に見られる。また、1998年法は、司法関係機関に対して説明責任、つまり効果測定に関するフィードバックを強く求めたものともなっているなど、ある種、壮大な少年司法・非行少年処遇に関する実験としてとらえることもでき、その意味では

刑事政策研究と実務の連携が随所にみられ、今後の展開が注目される。

また、現在（1999年4月）国会で、少年司法に関する新たな法案である少年司法及び犯罪証拠に関する法律案（Youth justice and Criminal Evidence Bill）が審議されている。この法案は、1998年法の精神の一つである修復的刑事司法を更に進める内容を含んでおり、非行少年処遇に新たな選択肢を追加するものである。その選択肢とは、非行少年パネル（Youth Offender panel）といわれるもので、処分歴のない少年を対象とした裁判所による正式な処分であり、従来の警告と社会内処遇命令との中間に位置するものと考えられる。処分の内容は、前述の非行少年処遇班が、処遇班員1人を含む3人のメンバーによって構成されるパネルを設置し、そのパネルが少年の非行に関係する者を集めて話し合いを持ち、処遇内容を決定する。パネルには、裁判所で言渡しを受けた少年及びその家族だけではなく、少年の更生に影響をもつ者や被害者等が招かれ、少年を今後どのように処遇すべきかが数度にわたって話し合われる。そして、ある程度合意ができたところで、パネルと少年との間に処遇計画の契約が結ばれ、3か月から12か月の間で、契約に基づいた処遇が行われる。また、その契約の中には必ず何らかの形で犯罪被害を回復するような内容が含まれることが期待されている。この処遇は、ニュージーランドで1989年から行われているファミリー・グループ・カンファレンス（family group conference）と同様の内容を含んでおり、現在、オセアニア、北米で盛んになりつつある、加害者、被害者及び地域関係者の三者を刑事司法の場に取り入れ、その関係を修復しながら犯罪者処遇を行おうとするカンファレンスの試みであり、今後の発展が非常に興味深い。

その一方で、イギリスでは、犯罪対策が政治的に重要な課題となっているため、政権が交代する都度、刑事司法改革が行われる。そのため、十分な検討を行わないまま実施される施策も少なくない。例えば、15歳未満で重大犯罪を犯し、1933年児童少年法53条によって拘禁命令を受けた少年に対しては、原則として地方自治体が管理する施設等に収容し、処遇することにはなっているが、実際の処遇場面では彼らを処遇できるような施設も、処遇プログラムも十分用意されていないのが現状である（注59）。その意味でこうしたイギリスにおける少年非行対策は、良い意味でも、悪い意味でも、わが国の参考になることが多いのではないかと思われる。本稿が、より効果的な少年非行対策を講ずる上で役立てば幸いである。

なお、本稿の執筆に当たっては在連合王国日本国大使館一等書記官の廣上克洋氏及びイギリス内務省研究統計局上席研究官トム・エリス氏から多大なる御協力をいただいた。ここに記して感謝申し上げる次第である。

## 【参考文献】

- Graham, J. *The Organization and Functioning of Juvenile Justice in England and Wales*, in Asquith, S. (ed.) *Children and Young People in Conflict with the Law.*, Jessica Kingsley Publishers. 1997, 73-91.
- Home Office, *Tackling Youth Crime: A Consultation Paper*, 1997.
- Home Office., *No More Excuses-A new Approach to Tackling Youth in England Wales*. 1997. (1997年非行少年処遇に関する白書)
- Home Office, *Crime & Disorder Act 1998: Introductory Guide*. 1998.
- Home Office, *Crime & Disorder Act 1998: Youth Justice*. 1998.
- Inns of Court School of Law., *Criminal Litigation & Sentencing*, Blackstone Press Limited. 1997.
- Murphy, P. et al., *Criminal Practice 1996*. Blackstone Press Limited. 1996.
- Richardson, P.J. et al., *Archbold 1998*. Sweet & Maxwell. 1998.
- Sanders, A. & Senior, P. *Jarvis's Probation Service Manual (5th edition)*. PAVIC Publications. 1994.

- (注1) ただし、17歳を少年として取り扱うのは、裁判段階からであり、それ以前の段階では18歳と同じ扱いを受ける。
- (注2) 16・17歳は、社会的な環境等によって成熟度に個人差が大きく、就職して独立している者もいれば、親元から学校に通っている者もいる。そのため、この時期は大人と子どもの中間に位置する過渡期と考えられており、イギリスでは、成人に近い少年 (near adult) と称されている。
- (注3) Home Office Circular 59/1990 and 18/1994 に詳しい。
- (注4) 検察庁の年次報告書 (Crown Prosecution Service Annual Report 1996-97) によると、治安判事裁判所において処理された事件のうち公訴を取り消した事件数は、成人事件を含め12.1%である。
- (注5) 成人の場合には、両性犯罪 (正式に起訴することも、略式裁判によって取り扱うこともできる犯罪) については、刑事法院での陪審裁判を求めることができるが、少年には認められていない。
- (注6) 研修の具体的な内容に関する資料を入手することはできなかったが、筆者がロンドン郊外の青少年犯罪者施設を参観した際に、治安判事の研修に遭遇したことから、少年関係機関等の見学もカリキュラムに含まれていると考えられる。
- (注7) 有罪認定の場合、成人では convicted が用いられるが、少年では record of finding guilt, つまり有罪が認定されたという言い方がされる。また、処分については成人の場合 sentence であるが、少年の場合には order が用いられる。
- (注8) 刑事法院においては、公開裁判が原則であるため、少年裁判所とは反対に、裁判所が少年の氏名を公表することが適当でないと判断した場合に、有罪認定までの間、公表を禁止することができる。
- (注9) 社会内・施設内にかかわらず何らかの処遇が必要と考えられた場合のことを指す。
- (注10) いわゆる謀殺 (murder) だけでなく故殺 (manslaughter) も含む。
- (注11) 1995年から1997年にかけて、14歳未満の少年による強盗は増加傾向にあるものの、殺人は1996・97年共に0件である。また、1997年に1933年児童少年法53条を適用されて拘禁命令を受

けた14歳未満の少年36人中9人は侵入盗によるものである。

- (注12) これは、1997年まで、15歳未満の少年に対する施設拘禁はできる限り回避すべきであるとの考え方から、適用可能な拘禁処分としては、重大犯罪に対する例外的な処分としての1933年児童少年法53条しか用意されていなかったためである。1998年に、12歳以上15歳未満の少年を収容する閉鎖訓練施設が開設されている。
- (注13) 増加傾向に転じたのは1992年からであるが、イギリスの場合1991年刑事裁判法により少年裁判所で裁判を受ける少年の年齢が17歳までに引き上げられると同時に、青少年犯罪者施設収容命令を適用する男子少年の下限が14歳から15歳に引き上げられたり、1994年刑事司法及び公共秩序法によって1933年児童少年法53条(2)の適用下限年齢が10歳以上に引き下げられたため、これが施設収容人口に大きな影響を与えている。
- (注14) 在職中の警察官ではあっても、財政上も組織上も通常の警察業務とは切り離されている。
- (注15) 特に地方自治体が保護観察官を望む場合と、少年の家族で既に保護観察官の処遇を受けている者がいる場合は、例外的に保護観察官が担当する。
- (注16) 保護観察事業体 (probation service : 我が国では保護観察所と訳されることもある。) は国・地方自治体に属さない、地方別の独立事業体であり、イングランド・ウェールズで54を数える。ただし、財源については、8割を国(内務省)、2割を地方自治体から得ており、事業内容については内務省の監督を受けている。
- (注17) 性犯罪者の場合、60日という期間上限の制限は適用されない。
- (注18) オックスフォードシャー・バッキンガムシャー保護観察事業体による、TRAX と呼ばれる交通関係犯罪に対する特別プロジェクトの例 (The OBPS Annual Report 1996-97 による。)
- (注19) バークシャー保護観察事業体が参加している、CASCADE (the Counselling and Advisory Service for Community Alcohol and Drugs Misuse in East Berkshire) の例 (Berkshire Probation Service Annual Report 1996-97 による。)
- (注20) オックスフォードシャー・バッキンガムシャー保護観察事業体による、「オックスフォード社会奉仕プロジェクト」の例 (The OBPS Annual Report 1996-97 による。)
- (注21) 外出禁止命令は1991年刑事裁判法で導入されたが、電子監視装置について条件整備を待つ(装置が整備された裁判所でなければ、装置付きでも装置なしでも外出禁止命令を言い渡してはならない) という一項のため、施行は1995年である。また、当初は16歳以上を対象としたが、1997年犯罪(量刑)法により対象年齢の下限が10歳まで拡張された。
- (注22) Collett, S. *Spiderman Comes To Salford Tagging Offenders : Cynical Resignation Or Pragmatic Acceptance?* Probation Journal 45-1, 1998, pp3-9 によると、マンチェスター治安判事裁判所で1995年から2年間で言い渡された電子監視装置を用いた外出禁止命令のうち、単独で言い渡されたのは約半数であり、併科された命令で最も多いのは保護観察命令である。
- (注23) 1994年刑事司法及び公共秩序法により、電子監視装置を用いた外出禁止命令が、地域を限定した上、試行ベースで導入された。
- (注24) 現在、2つの業者 (Geografix 及び Securicor Custodial Services) が内務省と契約しているが、将来は更に別な業者が参入する可能性もある。各会社が、それぞれ1台ずつ中央コンピューターを持っている。
- (注25) Boswell, G. *Research-Minded Practice With Young Offenders Who Commit Grave Crimes*. Probation Journal 45-4, 1998, pp202-207 による。

- (注26) 施設は、現在エセックスとバーミンガムの2箇所にある。定員はそれぞれ70名と40名で、前者は精神力動アプローチとシステム理論、後者は社会的学習理論を用いて処遇に当たっている。
- (注27) Boswell, G. *Research-Minded Practice With Young Offenders Who Commit Grave Crimes*. *Probation Journal* 45-4, 1998, pp202-207 による。
- (注28) 内務省の管轄に属する行政法人 (Executive Agency) である。政府内の役割としては、我が国の矯正局に相当するが、1993年に政府の行政改革の一環として内務省の一部局から独立し、行政法人となっている。その結果、予算・人事上は独立性が高まったが、個々の行政的な決定については、内務大臣等の指示に従わなくてはならないとされている。
- (注29) 少年の場合、可能な限り施設収容を避けることが原則となっているため、2年を超える施設収容が必要と判断された場合には、例外的な措置として1933年児童少年法53条によって長期の拘禁処分を科すことになるが、青年の場合には、事実上、成人の刑期と同じ扱いになるため、拘禁期間の長短によって処分が変わることはなく、2年を超える拘禁処分が必要な場合でも青少年犯罪者施設への収容命令が言い渡される。また、少年の場合も、処分名は異なっても収容される施設は、同じ青少年犯罪者施設である。青少年犯罪者施設の管理運営、処遇、規律違反、外部交通等に関しては、1988年青少年犯罪者施設処遇規則 (Young Offenders Institution Rules 1988) で定められている。
- (注30) 内務省に所属する機関で、刑務所庁から独立した組織であり、刑務所における受刑者処遇や拘禁状況等に関する監査を主な任務としている。監査の形態としては、各刑務所に対して予告して実施する場合と、予告せずに抜き打ちで実施する場合があります。また、毎年施設を選んで行われる施設単位の監査のほかに、本稿で紹介するような少年被収容者、無期刑受刑者等テーマを絞った監査が行われる。監査報告は、内務大臣に対して行われるが、報告書は一般にも公開される。
- (注31) H.M. Inspectorate of Prisons, *Young Prisoners: A Thematic Review by HM Chief Inspector of Prisons for England and Wales*. 1997. Home Office. この報告書は、単に施設管理上の問題点を指摘し、それを改善させることのみが目的ではなく、青少年犯罪者の犯罪実態、その処遇の現状を把握することも目的としているため、青少年犯罪者の実態とその処遇に関するレポートとしても読みごたえがある。その報告書の中では、本文に記したもののほかに施設内でのいじめの現状やその対策、あるいは青少年被収容者の自殺が急激に増加している様子などが、統計と共に示されている。
- (注32) この勧告を受けて、刑務所庁内部に青少年犯罪者の処遇を統括する YOI Regimes Group が新設された。また、そのほかの勧告内容の多くが、1998年犯罪及び騒乱法に採用されている。
- (注33) 成人の場合は拘禁刑で処罰し得る犯罪。
- (注34) 成人の場合は拘禁刑で処罰し得る犯罪。
- (注35) *Secure Training Order National Standards for the Provision of Pre and Post Release Supervision* による。
- (注36) Group4 と呼ばれている総合警備会社。この会社は、閉鎖訓練施設以外にも未決被収容者用の刑務所運営や裁判所への出廷業務を受託運営している。また、閉鎖訓練施設の運営に関しては、サザンプトン大学の Rutherford 教授が、政府による閉鎖訓練施設に対する監査報告書の概要を紹介している。そして、大きな問題点として、管理職を含む職員の定着率の低さから非行少年処遇に経験のない職員が多く、そのため職員間の連携が不十分となり、少年の問題行動に対

して適切な対応が取れていないことや、治療的処遇が十分に機能していないことなどが指摘されている。(Rutherford, A. *Locking up children*. New Law Journal, 149 (6875), 1999, 12.)

- (注37) 精神病院収容命令を受けた者のうち、制限命令も併科されるのは約4分の1である。
- (注38) 又はMHRT (Mental Health Review Tribunal) という、保健省 (Department of Health) 管轄の決定機関の許可決定による。MHRTは、医師・法律職・精神保健分野で適切な経験を積んだ非専門家の3者からなる。
- (注39) 地域社会事業体のソーシャルワーカーが担当する場合もある。
- (注40) Home Office. *The restricted hospital order : from court to the community* (Home Office Research Study 186, by Robert Street). 1998.によると、条件付き退院者の約4分の1が戻し収容されている。
- (注41) 代表的な論文に Martinson, R., *What Works? : Questions and Answers about Prison Reform*, Public Interest, 1974, pp22-54.がある。
- (注42) 正義モデル (justice model) とも言われ、刑事司法の役割は適正手続と刑罰のみで十分であるとする考え方。
- (注43) 代表的な研究に Home Office, *Changing Offenders' Attitudes and Behaviour : What Works?* 1997, Home Office Research Study 171.がある。
- (注44) 原語は Crime & Disorder Act 1998 Youth Justice the statutory principal aim of preventing offending by children and young people.
- (注45) Home Office を中心とする関係団体合同の Circular (Draft Inter-Departmental Circular : Establishing Youth Offending Teams) が1998年6月29日付けで出されている。また、この処遇班における具体的処遇の概要を示した事例を巻末資料2に添付したので参照されたい。
- (注46) 処遇班の責任者は、出向者の場合だけでなく、新たに地方自治体の予算で任命される場合もある。また、出向期間中の身分・契約関係は出身母体のままであり、給料もそこから支払われる。
- (注47) ただし、成人に対する警告処分は従来のものである。
- (注48) 内務省の報告書 (Tackling Youth Crime : A Consultation Paper 1997) によると、最初の警告処分の後2年間再犯のなかった者が約80%を占める。
- (注49) 1998年9月28日付けで Home Office の非行少年課 (Juvenile Offender Unit) から最終警告処分の運用について詳しい解説 (Draft Final Warning Guidance & Gravity Factors ; and Rehabilitation (Change) Programme Guidance) が出されている。
- (注50) Home Office Circular 47/1998 において、具体的な権限拡大部分について解説されている。
- (注51) Home Office, *Tackling delays in the Youth justice System : A Consultation Paper*, 1997 に詳しい内容が記載されている。
- (注52) Home Office と Lord Chancellor's Department の合同 Circular で、少年裁判所における情報開示・裁判の公開範囲の在り方について指示が出されている。
- (注53) 1991年刑事裁判法にいう社会内処遇ではないが、本稿では、処遇の性格上社会内処遇として扱った。
- (注54) Home Office Circular 45/1998 に改正後の運用が詳しく記されている。
- (注55) 成人の刑期に相当する。イギリスでは無期を除き少年に対する不定期刑はない。
- (注56) ある意味では、刑罰としての施設拘禁という考え方よりも、必要な処遇を行うことへ重点が

移されたと考えることもできる。

(注57) 学校に通わせる,あるいは不良仲間のたまり場に近づけさせないようにする等具体的な遵守事項を決め12か月を限度として実行させる。

(注58) 一般的には改善更生モデル (rehabilitation model) と刑事司法モデル (justice model) の対立とも考えられなくもないが,必ずしもそうでない部分もあり,単純化することは難しい。

(注59) この問題については, Boswell, G. *Research-Minded Practice with Young Offenders Who Commit Grave Crimes*. Probation Journal, 45-4, 1998, pp202-207. に紹介されている。この論文では, 1933年児童少年法により長期間の拘禁に処せられたものの多くが, 児童虐待等の深刻な外傷体験を有しているにもかかわらず, ほとんど何の手当も受けていない現状を批判している。現実には, 1994年刑事司法及び公共秩序法によって, 殺人以外の重大犯罪における1933年児童少年法53条の適用下限年齢が10歳以上に引き下げられた結果, 1995年以降14歳未満で拘禁命令を受ける児童が急増しており, 彼らに対する処遇の在り方が問題となっている。

(巻末資料1)

## 英国内務省刑務所首席監査官 (Home Office Chief Inspector of Prisons) による勧告

これから私が勧告しようとしていることは、少年司法制度の枠組みを論じることになり、私に与えられた権限の範囲を超えているかもしれない。しかし、青少年の拘禁についてここで提起された諸問題は、刑務所庁 (Prison Service) だけが単独で取り組んでも効果が上がらないというのが真実である。したがって、私の勧告内容を刑務所庁の管轄の範囲内に限ってしまうことは、余り意味のあることとは思えない。私の勧告事項には、必然的に他の関連機関に影響を与えるであろう事項も含まれているが、それらは、内務大臣にあてて提出されたものとして理解していただきたい。そして、私は、それらの勧告事項に込められた精神を、内務大臣にくみ取っていただけることを確信している。

### 内務大臣に対して

#### 少年に関して

少年の処遇に関して、私は次に挙げた事項を勧告する。

1. 少年に対する拘禁の弊害を減らすため、地方自治体、コミュニティー、そして刑事司法機関は、持てる力と資源を協同して用いなくてはならない。また、次のような達成指標を共有すべきである。
  - ・少年を取り巻く潜在的な問題を特定し、家庭や学校に支援を与えつつ、指導を行い、少年が犯罪者として成長することを防止すること。
  - ・犯罪を減らし、可能な限り少年に拘禁以外の処遇を与えること。
2. 少年と社会の双方を保護するため、拘禁を必要とする少年もいるが、拘禁は最後の手段として用いられるべきである。また、少年のための拘禁施設は、少年の受入れ地域を限定すべきである。
3. 少年が、未決の状態で行刑される期間を減らすべきである。
4. 関連するすべての報告書や少年に関する情報が整理されて施設に渡されるまで、少年が裁判所から施設に移送されることがあってはならない。
5. 少年拘禁に責任を持つ部局は、契約に従って定められた詳細な条件を満たさなくてはならない。これらの条件は、収容する少年の年齢層に応じた方針 (例えば、1989年児童法) を反映したものでなくてはならない。また、それらが確実に遵守されるようにするため、綿密な監督を受けなくてはならない。
6. 犯罪に巻き込まれた少年にかかわるすべての刑事司法・地域機関の協働体制を実現する、統一された枠組みが作られるべきである。
7. 少年司法制度全体を通じての少年処遇を監視するためにの独立した首席監査官が任命されなければならない。
8. 刑務所庁は、18歳未満のすべての少年に対する責任を他の機関に譲渡すべきである。
9. 拘禁施設で少年を扱う職員は、特別に選抜され、訓練を受け、また支援されなければならない。職員の職業上の行動は、運用規則によって規制されなければならない。
10. 少年を拘禁する施設は、次に挙げるものを備えていなければならない。
  - ・安全な環境
  - ・社会的責任を育成するような文化
  - ・成長し、変化するための機会
  - ・教育と職業技術を得る機会

- ・家族への対応を含む、継続したケア
  - ・犯罪とは無縁の生活のための準備
11. 拘禁されているすべての少年に係る費用は、地方自治体が負担しなければならない。
  12. NHS（国民保健制度）を含む地域社会機関は、拘禁されている少年の中で、刑務所庁よりも地域社会機関からのサービスをより必要としている少年に対しては、そうしたサービスの提供を行うために、刑務所庁と協働してことに当たらなくてはならない。
  13. 法律上の問題を起こした少年たちの（ここでは犯罪を起こしたことを意味している。）精神医学上の問題については、それらが正しく認識され、適切に対処されなくてはならない。

#### 青年に関して

（省略）

#### 刑務所庁長官に対して

18. 青少年被收容者の処遇を統括する部局の長が新たに任命され、彼/彼女は、以下のようなことについて責任を負うべきである。
  - ・刑務所庁の管理下にある青少年被收容者に対しての処遇の質を一定水準以上に保ち、それを確実に実施すること。
  - ・犯罪行動及び社会生活上の問題に取り組む内容の、青少年被收容者向け公認処遇プログラムの開発を進めること。
  - ・青少年被收容者を收容する全施設において、効果的審理（justice）・公正性・不偏性に関する達成基準の導入を確保すること。
  - ・「刑務所庁自殺防止政策」が全施設で効果的に運用されるようにすること。
  - ・青年被收容者に対する、適切で体系立てられた釈放前訓練を開発すること。
  - ・青少年被收容者を收容する全施設で、「健康促進基準」が達成されるように念を押すこと。
  - ・青年を收容する刑務所長が、地域社会事業体の長、保護観察所長、地域の児童保護委員会（必要な場合）及び公的・私的組織からの職員と適切な協働体制を確立するように指導すること。
  - ・青少年被收容者を拘禁する施設の職員のための、適切な国レベルの研修コースを開発すること。
  - ・青少年を收容する全施設が、いじめ撲滅への恒久的な取組を、体制の一部として取り入れるようにすること。
19. 成人施設に関する見直しと関連して、家族や帰住地域とのきずなを維持するため、成人刑務所の中に青年用のユニット（收容区画）を増やすべきである。
20. 青少年を收容する大規模施設はすべて、管理しやすいユニットに分け、それぞれ別々に運営されるべきである。
21. 刑務所庁の施設に收容されている青少年を適切に監督する処遇体制を確立するための費用を算出する、信頼できる会計情報を確立すること。

#### 女子青年に関して

22. 女子の被收容青年については、女子刑務所を担当する部局の長が責任者であるが、收容体制のうちで特に女子青年に対して適切な側面を取り入れるため、青少年を担当する部局の長とも綿密な連携を保たなくてはならない。
23. 女子の被收容青年に対するプログラムの種類とスタイルは、彼女たちの特性を反映したものでなくてはならない。

(巻末資料2)

### 非行少年処遇班 (young offending team) における処遇事例

最近この地域の非行少年処遇班 (以下 YOT と略す。) がかわったジャック・ドーソン (15歳) は6人兄弟の5番目で、母と子供たちは荒れたマンモス団地の一角に住んでいた。父は家に寄りつかず仕事もせず、一家はいつも貧乏だった。上二人の子は、働き始めたとたんにかたがた家を出ていった。ジャックも家を避け、年上の無職少年の仲間に入って問題を起こすようになった。朝起きず、学校に行かない。街で仲間と万引きをする。夜は車を盗んで乗り回す。車の非行で、ジャックは警察から警告処分を二度受けており、今回初めて裁判所に出頭した。処分を言い渡す前に、裁判所は判決前調査報告書の作成を求めた。

保護観察官が判決前調査報告書を作成するため面接を始めたが、ジャックは退屈そうにしたり、敵意を見せたり、無関心になったり、という態度だった。将来への展望ゼロ、悪事に近寄らないための計画ゼロ、家でジャックの助けになってくれそうな者も皆無…いや、例外がいた。家を出て、今は地元のコンピュータ会社に勤めている姉のローズだ。ジャックは、コンピュータゲームのことを「超最高」と評し、二度の長い面接の中で彼が熱くなったのは、その瞬間だけだった。

裁判所は、ジャックに2年間の監督命令を言い渡した。以下の二つの計画は、ジャックと、彼の担当を了解した YOT 所属の保護観察官、キャメロン氏が話し合っただけのものだ。二人は計画にサインし、それぞれが決められた責任を負うことになった。

#### 個別スーパーヴィジョン計画：1998年2月

##### 目標

- ・裁判所が命令で定めたことに従う。
- ・犯罪をやめる。
- ・コンピュータのことを学び、正しい使い方を知る。
- ・学校に戻り、遅刻・早退なしで毎日登校する。

##### 計画

- (1) ジャックは、最初の1か月間、週に2度 YOT に出頭し、火曜日は個別面接、木曜日はグループ活動に出る。1か月が過ぎたら、火曜日の出頭はそのまま続けるが、木曜日に出てくるかどうかは自分で決めていい。
- (2) ジャックは、前に一緒に悪さをした、フェリーロードの不良仲間とは一切付き合わない。
- (3) ジャックは、毎週土曜日にローズの家を訪ね、ローズのコンピュータを使わせてもらう。
- (4) キャメロン氏は、復活祭休みの終わりまでに、ジャックが学校に戻れるよう学校と話し合っておく。
- (5) キャメロン氏は、ジャックが1か月間登校した場合、ジャック専用のコンピュータを中古で手に入れられるかどうか調べることにする。

この計画は、よくあるアメとムチの混合である。ジャックはこれまでに20以上の事件を起こしており、裁判所でも、次はまず施設収容だと言われていた。それに、ジャックは共犯者二人が青少年犯罪者施設に送られたので震え上がっていた。キャメロン氏は家庭訪問をしたが、ジャックを家族が支えられる可能性は薄いと判断し、代わりにローズと話し合った。ローズは弟想いで、コンピュータへの関心を育てるための特別な土曜日ごとの訪問を受け入れてくれることになった。

ジャックは最初の1か月間、きちんと出頭した。1か月が過ぎ、元の不良仲間との付き合いが切れず、

朝起きられなくなって火曜日午前中のキャメロン氏との個別面接に欠席するようになったが、ウエイトリフティングなどをする木曜のグループ活動は気に入って、通い続けた。一方そのころ、キャメロン氏と学校側（YOT への出向メンバー）で話がまとまり、当面は週2回、午後からの登校で様子を見ることになった。うち1回はコンピュータを使わせてくれるという条件だった。

### これまでの評価とスーパーヴィジョン計画：1998年5月

#### これまでの評価報告

- ・ジャックは今、週3日登校し、教育委員会の特別プログラムで、週3時間の家庭教師による教育を受けている。これは夏学期の終わりまで続く。毎日登校するのは、9月からを目標としている。
- ・ジャックは、毎週土曜日にローズを訪ねるのをやめた。そのかわり、ローズの雇い主が中古のコンピュータを貸してくれたので、自宅で使えるようになった（最初、ジャックは不承不承だった。というのも、家に自分だけの部屋がなく、コンピュータが壊されたり盗まれたりしないかと心配したためだった。）。そこでキャメロン氏と、ローズも加わって、家族で話し合いをした。キーボード技術などの上達ぶりには、目を見張るものがある。
- ・出頭についての取決め（毎週の面接プラス、グループ活動）は9月までそのまま続行。

#### 次の3か月のための計画

- (1) ジャックは登校を続ける。
- (2) ジャックは裁判所命令を守る。
- (3) キャメロン氏は、夏休み中に参加できるコンピュータコースがないかどうか、探す。
- (4) キャメロン氏は、ジャックを連れて地元の考古学発掘現場に行き、ジャックがボランティアとして受け入れられるかどうか試してみる。
- (5) キャメロン氏は、定期的に家族面接を行い、両親にジャックの成長の様子を知ってもらう。

ジャックの自宅においたコンピュータは、しばらく家族に緊張を起こし続けたが、数週間後にジャックが毎日登校できる段取りが付いてから、すべてが彼を助け出すように見えた。地元の考古学サークルはジャックを喜んで迎え、本人が2、3週間でやめてからも、メンバーの二人が彼に連絡を取ろうとした。キャメロン氏は、自分以外の大人がジャックにかかわるのを歓迎した。長い夏休み中、ジャックの成長が止まりはしないかと心配していたのだ。というのも、休み中のコンピュータのコースは見つかったが、たった4日間のものだったからだ。そこに、考古学サークルの二人が、小遣い稼ぎの仕事をジャックに回してくれた。すると、たった半年前には投げやりで不機嫌だった15歳の少年が、突然、知的興味にあふれた快活な若者へと成長を遂げ、将来への希望や野心を自分から話すようになった。

キャメロン氏は、次のようにジャックのその後の成長を報告している。

ジャックはまだ、考えもせず行動したり、カッとなったり、同年代の仲間の顔色を見たりすることがある。共犯者二人ももうすぐ出て来るし、今も再犯の危険性を抱えている…前よりは減ったが。私が、そろそろ面接を2週に1度にしようかと言うと、彼は大喜びし、初めて僕を信用しましたね！と言った。

最大の変化は、ジャックがまっとうな野心を抱くようになったことだ。それが、悪さをしない真の理由になっている。学校は、来年までちゃんと生活できたら職業実習をさせてくれるというし、ローズの勤め先は採用してやるといっている。コンピュータに関しては、彼は将来有望な才能の持ち主らしい。

この界わりでは大人になること自体が過酷な体験で、同じ団地の若者の半分以上がジャックの年齢で非行に走る。しかし、最近ローズには彼氏ができ、彼氏はジャックにも良くしてくれるそうだ。また一

人、良き役割モデルが現れた。

チームでの対応が功を奏した面もある。ジャックは今もここ（YOT）でやっている木曜のグループ活動に出てくるが、それは、グループを運営している夫婦となじんだからのようだ。この監督命令は、彼にとって、自分の周りに枠組みを作り上げる作業だったと思われる。ジャックに、処分を活用するだけの才覚があったことを、神に感謝している。

出典：Whitfield, D. *Introduction to the Probation Service*, Waterside Press, 1998.

注：本事例は、上記出典事例の要約であり、一部脚色している。